

第4次三郷市地域福祉計画

目 次

第1章 地域福祉について	1
1 計画の策定にあたって	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉計画とは	3
（1）法令等の根拠	3
（2）地域福祉計画に関する動向	3
（3）計画の位置づけ	5
（4）計画の期間	6
（5）計画の策定体制	7
第2章 三郷市の現状と課題	9
1 統計データからみる三郷市	9
（1）人口の推移	9
（2）人口ピラミッド	10
（3）世帯数の推移	11
（4）高齢者の現状	12
（5）障がい者の現状	14
（6）児童の現状	15
（7）生活保護の現状	16
2 地域を支える人たち	17
（1）自治組織	17
（2）三郷市民生委員・児童委員協議会	18
（3）三郷市赤十字奉仕団	18
（4）越谷地区保護司三郷支部会	19
（5）三郷地区更生保護女性会	19
（6）老人クラブ	20
（7）三郷市くらしの会	20
（8）三郷市母子愛育会	21
（9）三郷市食生活改善推進員協議会	21
（10）三郷市障害（児）者連絡協議会	22
（11）NPO法人	22
（12）ボランティア団体・市民活動団体	23
（13）三郷市シルバー人材センター	23
（14）三郷市社会福祉協議会	24
3 市民アンケート	25
（1）調査概要	25
（2）調査結果	27

4 市民懇談会の実施	30
(1) 日程	30
(2) 懇談会の流れ	30
(3) 結果の概要	31
第3章 計画の基本理念と基本方針	33
1 基本理念	33
2 基本方針	34
3 施策の体系	36
第4章 施策の方向性と具体的な取り組み	39
基本方針1 地域で互いに支えあうまちづくり	39
施策の方向性① ふれあい、支えあいの意識づくり	39
施策の方向性② 生活困窮や社会的孤立者対策の充実	41
基本方針2 地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり	43
施策の方向性① 地域活動への参加促進と活性化	43
施策の方向性② ボランティアや担い手の育成	45
基本方針3 必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり	47
施策の方向性① 情報提供と相談支援体制の充実	47
施策の方向性② サービス提供体制の充実	50
基本方針4 地域で安心して暮らせるまちづくり	52
施策の方向性① 災害時対策の促進	52
施策の方向性② バリアフリーのまちづくり	54
施策の方向性③ 権利擁護の充実 (三郷市成年後見制度利用促進基本計画)	56
第5章 計画の推進	65
1 SDGsの視点	65
2 計画の進行管理体制	66
資料編	67
1 三郷市地域福祉計画推進懇話会設置要綱	67
2 三郷市地域福祉計画推進懇話会委員名簿	68
3 三郷市地域福祉計画関係行政協議会設置規程	69
4 策定経過	71
5 三郷市障害(児)者連絡協議会	72
6 三郷市のNPO法人	75
7 市民アンケート結果	82

第1章 地域福祉について

1 計画の策定にあたって

近年は、少子高齢化の進行とともに、家族形態も変化し、核家族化や単身世帯が一層増加しています。人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、地域の相互扶助機能の低下や人と人とのかかわり方の変化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

だれもが住み慣れた地域で、今後も安心して生活を送るためには、高齢者・障がい者・児童等、対象に応じて提供される個々の福祉サービスを充実していくことはもとより、その人の生活関連分野全般にわたる総合的な支援体制が必要となっています。

特に、虐待や貧困、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑・多様化している福祉の諸課題に対応していくためには、これまでのような行政サービスだけでは困難となっており、横断的な対応をはじめ、地域住民や多様な担い手との連携した取り組みも求められています。

三郷市では、平成30年3月に第3次地域福祉計画を策定し、これまで継続的に掲げてきた『「助け合い・励ましあい・認めあい」みんなが主役の地域づくり』を基本理念に、また、「おたがいさま」・「おかげさま」・「ありがとう」を合言葉に、地域福祉の推進に努めてきました。

このたび令和4年度に第3次地域福祉計画が計画期間満了となることから、近年の市民を取り巻く環境の変化に対応しつつ、三郷市の今後5年間の地域福祉の指針として、「第4次三郷市地域福祉計画」を策定します。

また、障がいや認知症があっても住み慣れた地域でその人らしい生活ができる仕組みづくりが重要な課題となっており、地域共生社会の実現に向け、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の推進が求められています。こうしたことから、「第4次三郷市地域福祉計画」は、「三郷市成年後見制度利用促進基本計画」を包含した内容として策定します。

地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするために、住民・行政・社会福祉関係団体等が、ともに支えあう地域づくりを行うことです。

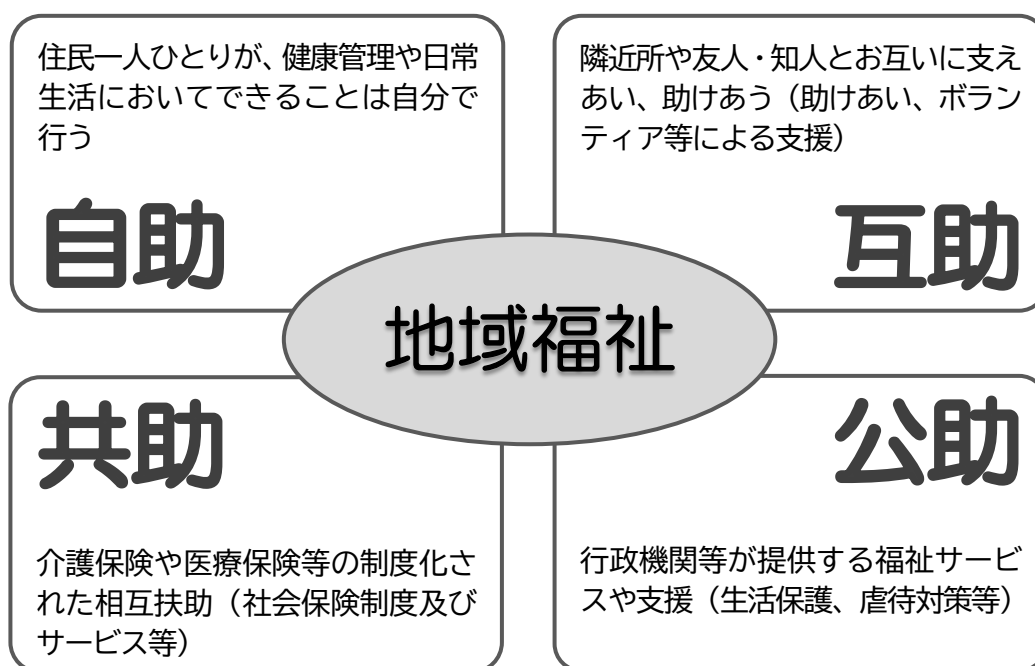
2 地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするために、住民・行政・社会福祉関係団体等が、ともに支えあう地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが「自分たちが暮らす地域は自分たちの手で育てていこう」という意識を持ち、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域で支えあい、助けあう「互助」の考え方を持つことが必要です。

そして、行政には、介護保険や医療保険等、費用負担やサービス内容が制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、住民の活動や市民活動団体による取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行い、生活保護等、税により必要な福祉サービスを提供する「公助」の役割が求められています。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の関係性



3 地域福祉計画とは

(1) 法令等の根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法107条の規定に基づき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

(2) 地域福祉計画に関する動向

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項で、市町村地域福祉計画の策定については、平成30年の社会福祉法の一部改正により努力義務とされています。

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関も含めて協議の上、計画的に推進していくことを内容とするものです。

また、平成30年の社会福祉法の一部改正では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載することとされ、各分野別計画のいわゆる「上位計画」として位置付けられました。さらに、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されています。

令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的な支援体制を整備することとされています。

このような法改正等を受けて、令和3年に、市町村地域福祉計画策定のためのガイドラインも改正されており、これらを踏まえた計画内容とすることが求められています。

社会福祉法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【参考】市町村地域福祉計画策定ガイドラインの主な内容について

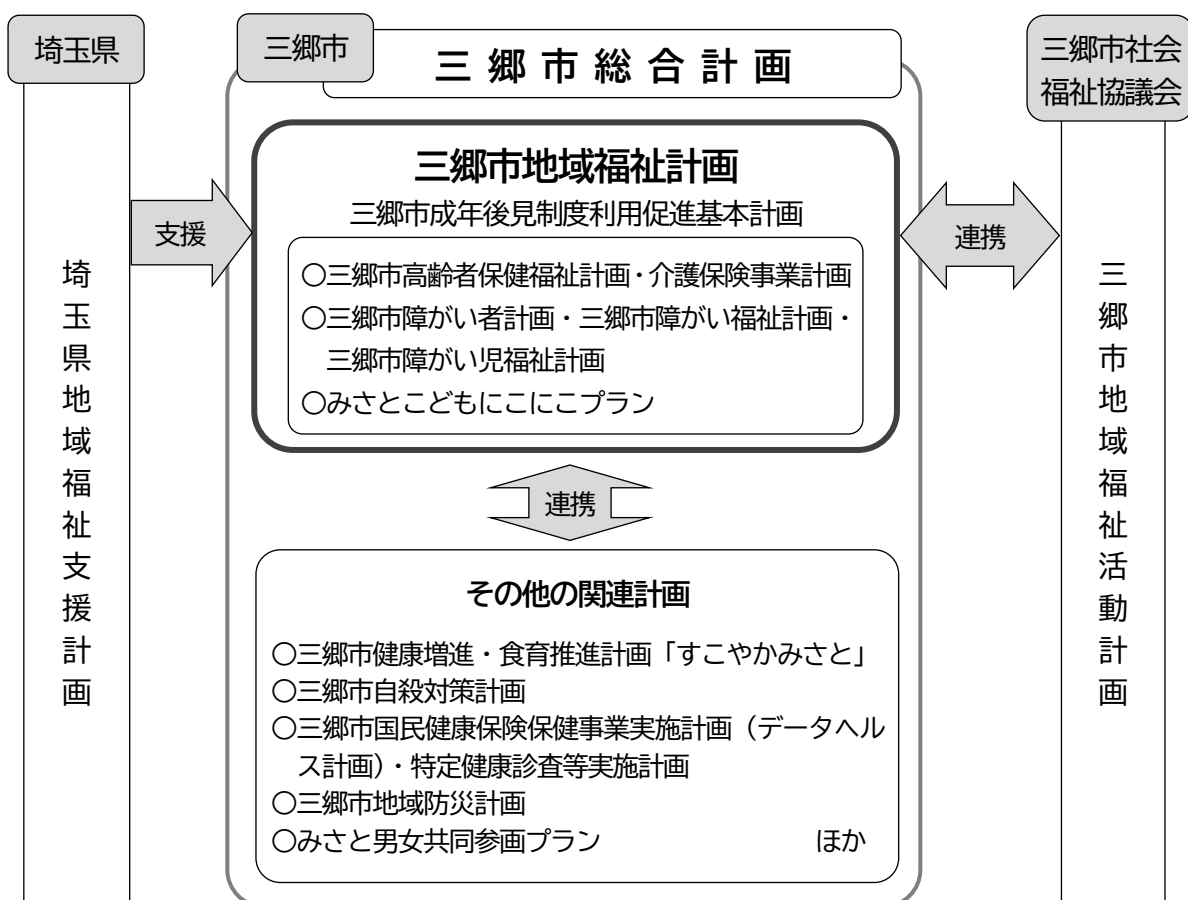
市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

『令和3年3月31日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』から

(3) 計画の位置づけ

- 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。
- 第5次三郷市総合計画における、まちづくり方針7の「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を推進するための分野別個別計画として、地域福祉を総合的に推進する理念や方向性を示します。
- 市の福祉部門の計画の上位計画として、高齢者・障がい者・児童といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性をもち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保し、それぞれの分野固有の施策や達成目標等については各個別計画に基づいて推進し、各個別計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなします。
- 三郷市社会福祉協議会策定の「三郷市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進します。

■ 計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
 なお、令和9年度に計画の見直しを行います。

■ 計画の期間

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
第6期埼玉県地域福祉支援計画 (令和3年度～令和5年度)		次期計画				
第5次三郷市総合計画 (令和3年度～令和12年度)						
見直し	第4次三郷市地域福祉計画 (令和5年度～令和9年度)					次期計画
第8期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)		次期計画				
三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)		次期計画				
第2次みさとこどもにこにこプラン (令和2年度～令和6年度)			次期計画			
第2期三郷市健康増進・食育推進計画 「すこやかみさと」 (平成29年度～令和6年度)			次期計画			
三郷市自殺対策計画 (平成31年度～令和6年度)			次期計画			
三郷市国民健康保険健康事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度)		次期計画				
連携						
見直し	三郷市地域福祉活動計画 (令和5年度～令和9年度)					次期計画

(5) 計画の策定体制

本計画は、「三郷市地域福祉計画策定懇話会」・「三郷市地域福祉計画関係行政協議会」、及び市民と行政との協働におけるさまざまな意見を取り入れ、策定するものです。

○三郷市地域福祉計画策定懇話会

各種団体の代表者・一般市民からの公募により選出された委員により、計画に係る事業の進捗管理、評価、見直し及びその他計画の推進に関することを所掌します。

○三郷市地域福祉計画関係行政協議会

庁内の推進体制として、地域福祉計画推進施策等に関わる事業を担当する課で構成し、計画の推進と施策展開の連携調整を図ります。

○市民と行政との協働

①市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、より多くの幅広い市民からの意見を計画に反映させるため、市民アンケートを実施しました。(18歳以上の市民から1,000名を無作為抽出で実施)

②市民懇談会の開催

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題等を把握し、計画に反映するために市民懇談会を実施しました。(三郷市社会福祉協議会との共催)

③パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民から意見を求めるため、パブリック・コメントを実施しました。(令和4年12月～令和5年1月実施)

第2章 三郷市の現状と課題

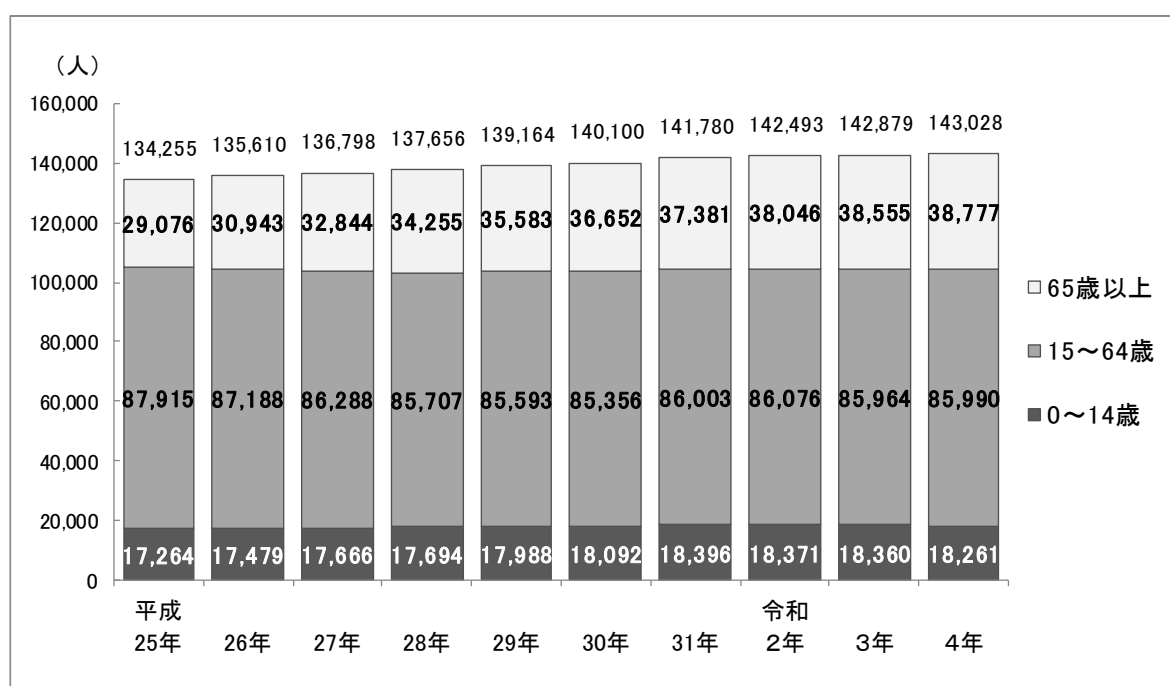
1 統計データからみる三郷市

(1) 人口の推移

三郷市の人口は、令和4年1月1日現在で143,028人となっており、増加傾向が続いています。

年齢3区分別にみると、「0～14歳」の年少人口は近年減少傾向にあり、「15～64歳」の生産年齢人口は平成30年まで減少傾向にあったものの、その後は横ばい傾向となっています。一方、「65歳以上」の高齢者人口は増加傾向が続いており、総人口に占める高齢者の割合は、令和4年は27.1%となっています。

■ 年齢3区分別の人口推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 人口ピラミッド

令和4年1月1日時点の人口ピラミッドをみると、団塊世代※¹（第1次ベビーブーム）にあたる「70～74歳」の年齢層と、団塊ジュニア世代※²（第2次ベビーブーム）が含まれる「45～49歳」の年齢層が多くなっています。

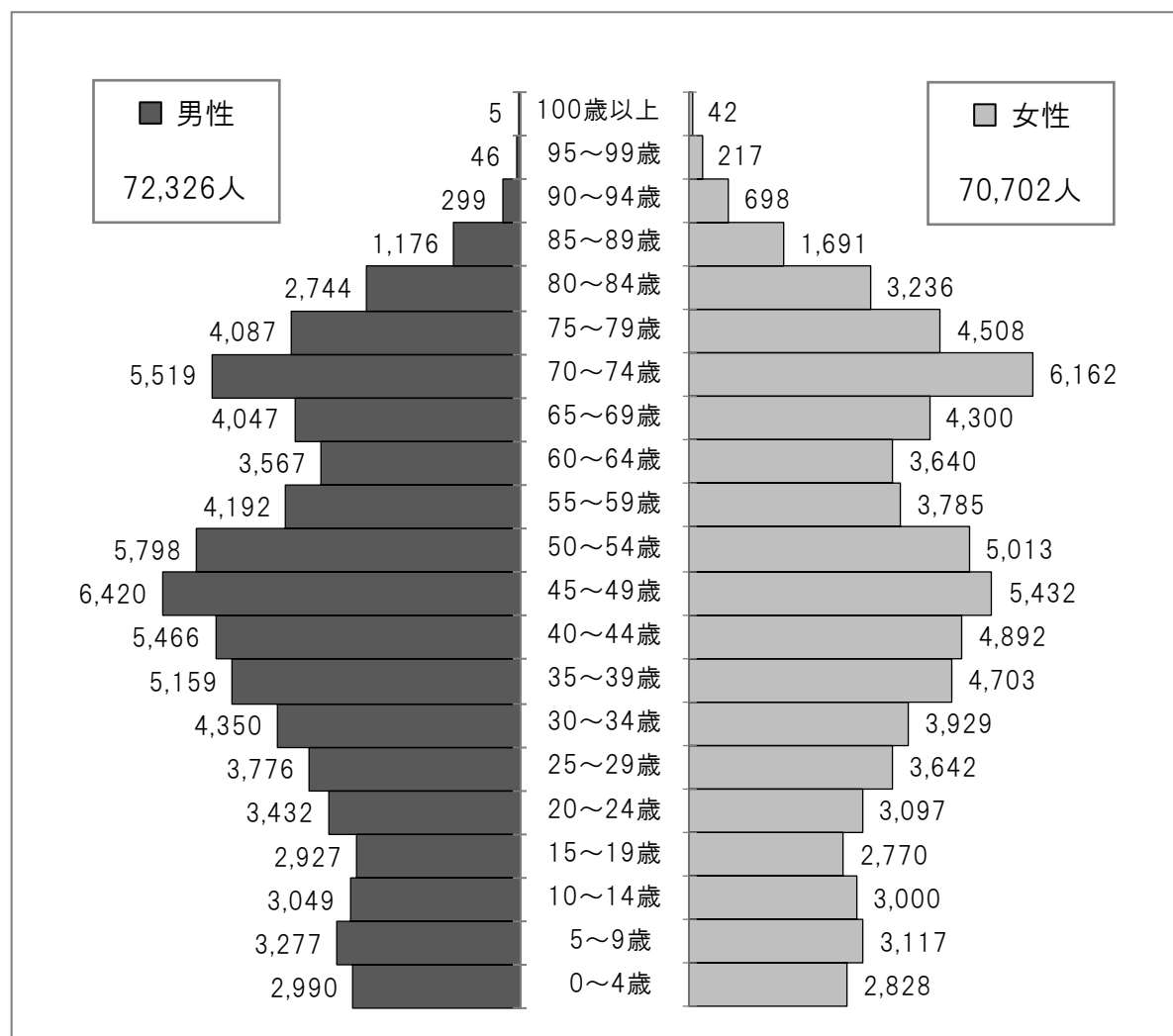
それぞれの年齢層での人口をみると、「70～74歳」では、男性 5,519人、女性 6,162人で、計 11,681人、「45～49歳」では、男性 6,420人、女性 5,432人で、計 11,852人となっています。

※1…昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までに生まれた世代

※2…昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）までに生まれた世代

総じて、団塊の世代の子どもの世代を指す

■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和4年1月1日現在）

(3) 世帯数の推移

国勢調査によると、三郷市における一般世帯※¹数は年々増加していますが、1世帯あたり人員は年々減少しています。令和2年の一般世帯数は60,711世帯であり、そのうち単独世帯※²数は19,858世帯で、単独世帯が一般世帯の約3分の1を占めています。

また、高齢単身者世帯※³と高齢夫婦世帯※⁴は大きく増加しています。令和2年の高齢単身者世帯は7,076世帯、高齢夫婦世帯は7,262世帯となっており、平成12年から比較すると、高齢単身者世帯は約5倍、高齢夫婦世帯は約4倍に増加しています。

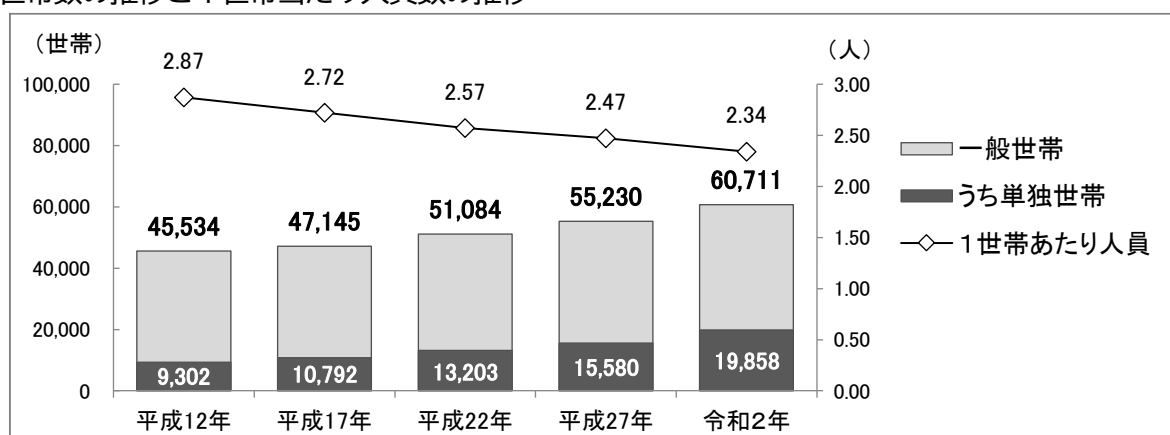
※1…施設等入所の世帯を除いた世帯

※2…一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯

※3…一般世帯のうち65歳以上の一人一人の世帯

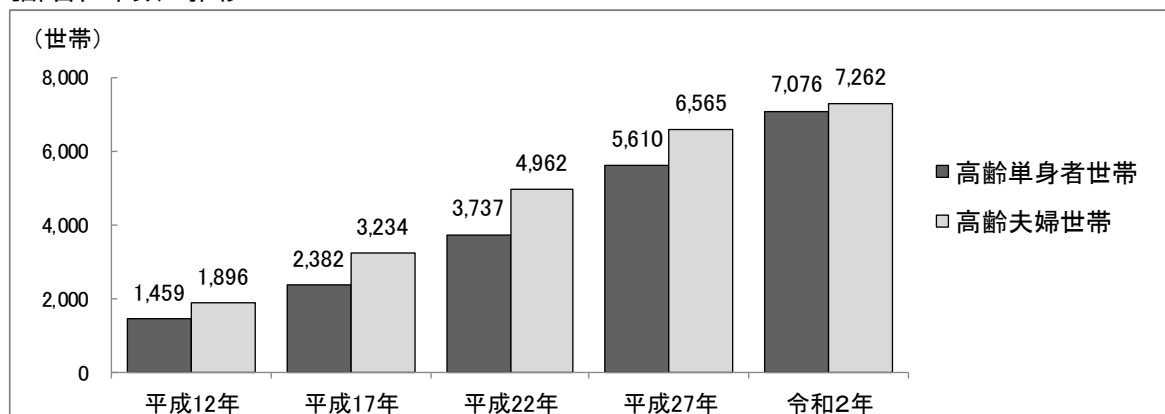
※4…一般世帯のうち夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの世帯

■世帯数の推移と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

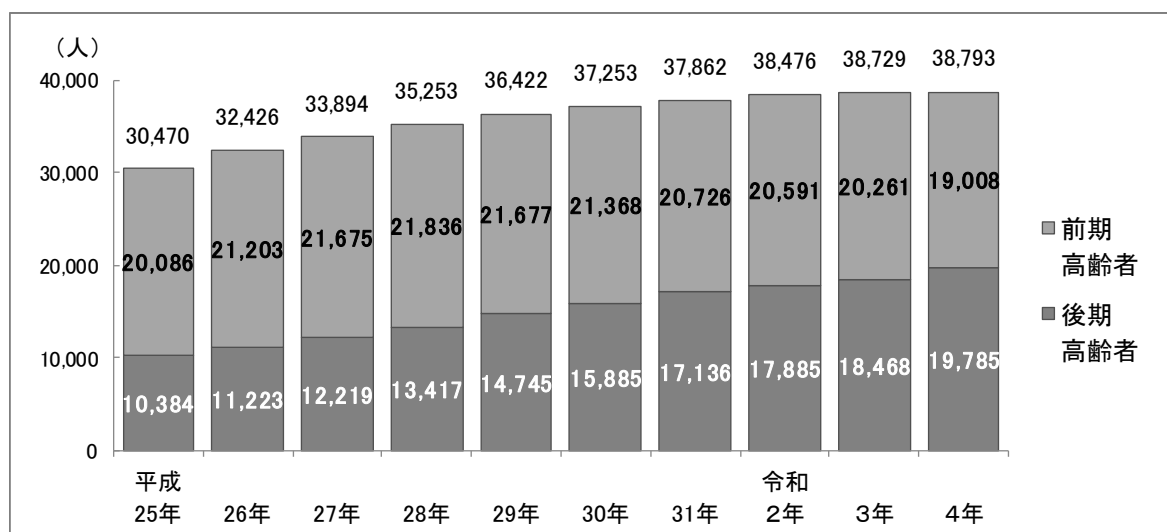
(4) 高齢者の現状

高齢者人口は年々増加しており、令和4年10月1日現在では38,793人となっています。平成29年に、65～74歳の前期高齢者数は減少に転じましたが、75歳以上の後期高齢者数は増加し続けており、令和4年は後期高齢者数が前期高齢者数を上回りました。

また、高齢化率も年々上昇し、令和4年には27.20%となっています。後期高齢者数の増加によって、後期高齢化率も13.87%に上昇しており、平成25年の7.68%から約6ポイント増加しています。

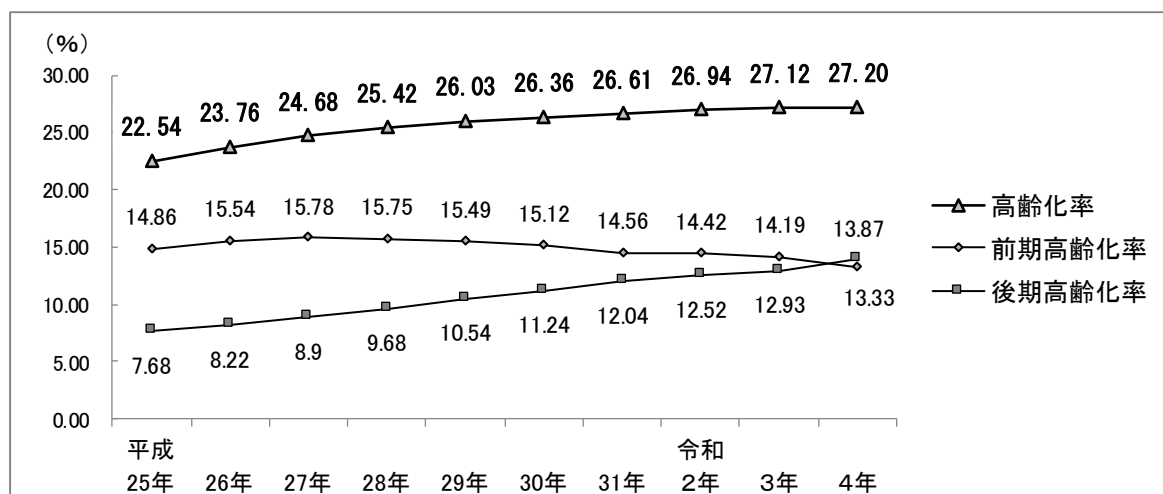
要介護(要支援)認定者数も、高齢者人口の増加に伴って年々増加しており、令和3年度には6,399人となっています。

■高齢者人口（前期・後期）の推移



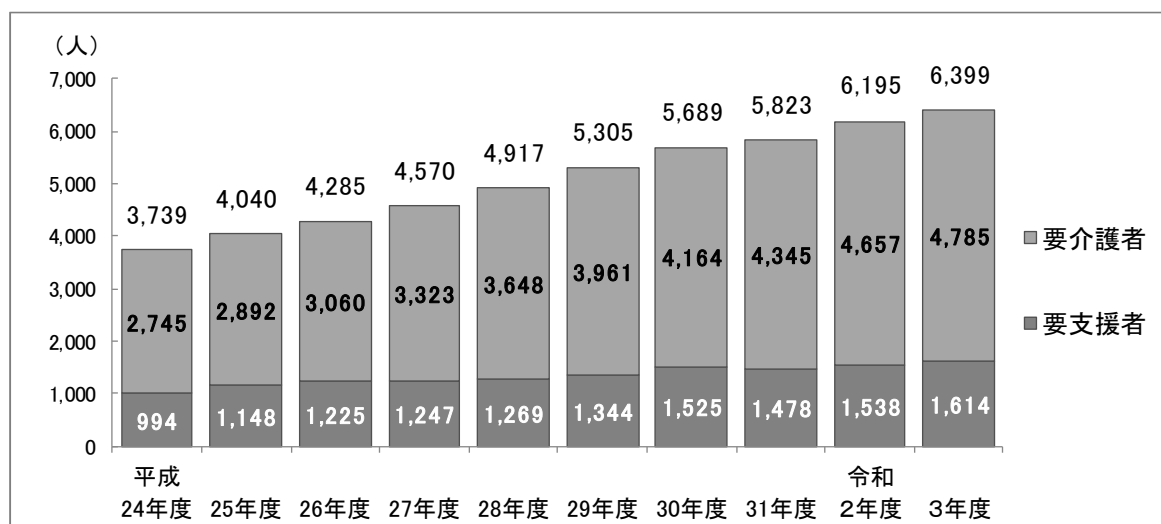
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■高齢化率（前期・後期）の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）から算出

■要介護（要支援）認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）。各年度3月末現在

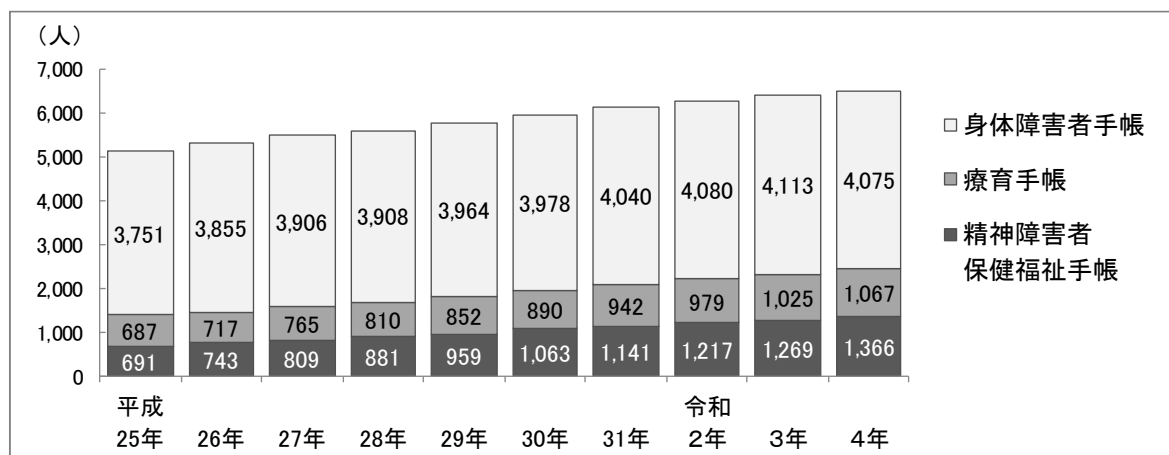
(5) 障がい者の現状

令和4年4月1日現在の手帳所持者数をみると、身体障害者手帳が4,075人、療育手帳が1,067人、精神障害者保健福祉手帳が1,366人となっています。手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年の手帳所持者数を平成25年から比較すると、身体障害者手帳が1.09倍、療育手帳が1.55倍、精神障害者保健福祉手帳が1.98倍となっています。

自立支援医療※¹受給者数は、令和4年4月1日現在2,604人となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者数の約2倍となっています。

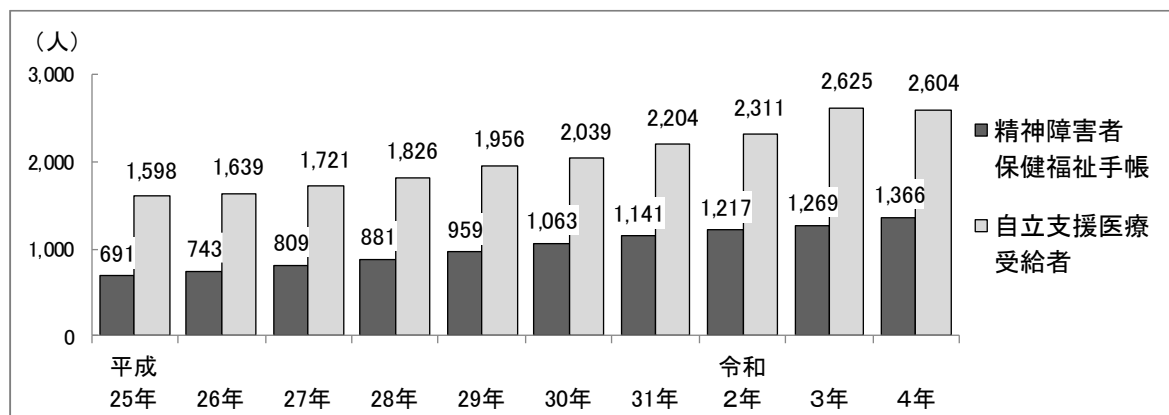
※1…統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

■手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

■自立支援医療受給者数の推移



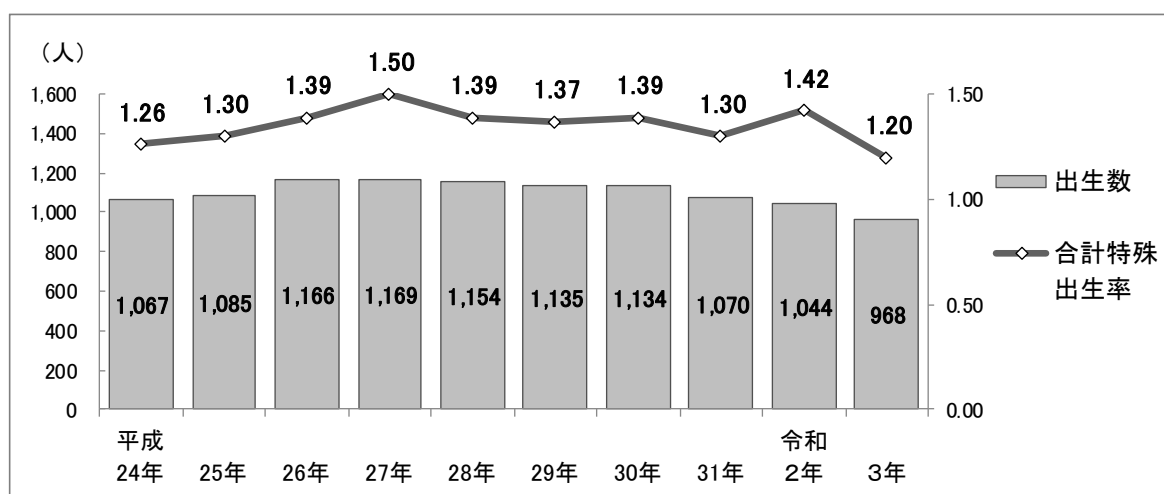
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(6) 児童の現状

出生数の推移をみると、平成28年度以降は緩やかに減少傾向となっており、令和3年度は968人となっています。合計特殊出生率については増減を繰り返しながら推移し、令和3年度は1.20となっています。

平成22年以降の子どものいる世帯数の推移をみると、6歳未満世帯員のいる一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、ともに増加しています。

■出生数・合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県

■6歳未満・18歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移

	6歳未満世帯員のいる一般世帯数（世帯）				
		夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他
平成22年	5,259	4,283	20	243	713
平成27年	5,520	4,741	12	204	563
令和2年	5,708	5,036	22	236	414
	18歳未満世帯員のいる一般世帯数（世帯）				
		夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他
平成22年	12,375	9,088	170	1,155	1,962
平成27年	12,664	9,699	162	1,126	1,677
令和2年	12,932	10,306	175	1,126	1,325

資料：国勢調査

(7) 生活保護の現状

令和3年度末現在の生活保護世帯数は2,046世帯、被保護人員数は2,625人で、人口に対する保護率は1.84%となっています。生活保護世帯数は、令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度にやや減少しました。

世帯類型別にみると、高齢世帯が1,255世帯で最も多く、保護世帯の61.3%を占めています。

保護開始の事由については、高齢者世帯では「老齢による収入の減少」が、その他世帯では「世帯主の傷病」が多くなっています。

■生活保護の動向

項目	人口 (人)	被保護 世帯数	被保護 人員数	保護率 (%)	稼働状況		世帯類型別保護世帯数					
					稼働 世帯	被稼働 世帯	高齢	母子	傷病	障害	その他	
					構成比 (%)		構成比 (%)					
平成29年度	140,702	1,844	2,476	1.76	223	1,621	1,062	100	170	205	307	
					12.1	87.9	57.6	5.4	9.2	11.1	16.6	
平成30年度	141,765	1,924	2,554	1.80	218	1,706	1,144	102	153	211	314	
					11.3	88.7	59.5	5.3	8.0	11.0	16.3	
令和元年度	142,591	1,991	2,623	1.84	219	1,772	1,204	103	125	224	335	
					11.0	89.0	60.5	5.2	6.3	11.3	16.8	
令和2年度	142,663	2,053	2,679	1.88	203	1,849	1,241	87	111	230	384	
					9.9	90.1	60.4	4.2	5.4	11.2	18.7	
令和3年度	142,758	2,046	2,625	1.84	189	1,857	1,255	80	97	225	389	
					9.2	90.8	61.3	3.9	4.7	11.0	19.0	

資料：生活ふくし課（各年度3月末現在）

■保護開始・廃止事由について（令和3年度）

世帯類型	開始事由（上位3項目）	廃止事由（上位3項目）
高齢者世帯	1 老齢による収入の減少	1 死亡
	2 貯金等の減少・喪失	2 社会保障費の増加
	3 世帯主の傷病	3 転出
その他世帯	1 世帯主の傷病	1 働きによる収入の増加・取得
	2 貯金等の減少・喪失	2 辞退意思
	3 働きによる収入の減少	3 親類縁者等の引取

資料：生活ふくし課

2 地域を支える人たち

(1) 自治組織

町会・管理組合・自治会・町内会は、だれもが住みよい地域社会の実現に向け、地域に住む人々が主体となり、地域全体の様々な課題を協働して解決していくとともに、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となる最も身近な自治組織です。

◆町会・管理組合・自治会・町内会の数		127
内訳	町会	87
	管理組合	15
	自治会	23
	町内会	2

◆主な活動内容
○街の清掃、防災活動（避難行動要支援者支援事業等）、防犯活動、防犯灯の維持管理、交通安全運動
○盆踊りや運動会等のレクリエーション事業
○愛の募金、日赤活動資金、赤い羽根共同募金等の社会福祉活動等
○市広報紙等の配布

（２）三郷市民生委員・児童委員協議会

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、社会福祉の増進に努めることを任務としています。

全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもたちの見守りや、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

三郷市民生委員・児童委員協議会は、民生委員・児童委員によって組織された社会福祉団体であり、定数は213人（主任児童委員16人を含む）で、市内8地区において活動しています。

◆主な活動内容

- 住民の日常生活相談、関連行政機関への協力、連絡調整
- 要援護高齢者実態調査（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯）
- 各種調査書、意見書等事務
- 地域福祉事業活動における連携、協働
- 赤い羽根共同募金活動、訪問活動
- 各種研修会への参加

（３）三郷市赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神のもとに赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティアの組織です。三郷市では、総合防災訓練での炊き出しや、イベント行事での義援金募集活動等を行っています。会員数は32人となっています。

◆主な活動内容

- 被災地への義援金募集活動
- 献血の推進活動
- 赤十字思想の普及や会員・活動資金の募集活動
- 三郷市総合防災訓練への協力（炊き出し訓練）

(4) 越谷地区保護司三郷支部会

保護司とは、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施等に当たる国家公務員）と協力して活動しています。

地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っています。

なお、越谷地区保護司会三郷支部会の会員定数は36人となっています。

◆主な活動内容
○更生保護活動 ○三郷市社会を明るくする運動（市内啓発活動、市内中学校朝のあいさつ運動参加） ○保護司会だよりの発行

(5) 三郷地区更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪者・非行少年の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。会員数は145人となっています。

◆主な活動内容
○三郷市社会を明るくする運動（市内啓発活動、市内中学校朝のあいさつ運動参加） ○愛の募金活動 ○更生施設等慰問 ○地域での子育て支援・行事参加 ○広報誌（ほほえみ）の発行

(6) 老人クラブ

老人クラブは、各地区の会員相互の親睦を図り、地域社会の福祉増進を目的とした団体です。令和4年度のクラブの数は、早稲田地区11クラブ、彦成北地区7クラブ、彦成南地区9クラブ、東和東地区6クラブ、東和西地区6クラブ、合計39クラブで、三郷市老人クラブ連合会を組織し、全市的な取り組みを推進しています。

◆主な活動内容	
生きがいを高め健康づくりを進める活動	○健康づくり ○趣味、文化、レクリエーション ○学習活動、研修
地域社会を豊かにする社会活動	○ボランティア活動、社会奉仕活動 ○世代間交流 ○交通安全・防犯・環境美化活動

(7) 三郷市くらしの会

「未来に残そう豊かな環境 からだにやさしく暮らしにやさしく」を合言葉に、消費生活の改善を目指し地域社会に貢献することを目的として、環境問題を考えるエコライフ推進委員会、食の安全と食育を進める食生活推進委員会等を結成して活動しています。

会員数は61人で、4支部（早稲田支部、彦成支部、戸ヶ崎支部、東和支部）で構成されています。

◆主な活動内容
○「子どもフェスタ」、地区センター等でのリサイクル講座 ○グリーンコンシューマーやエコライフの推進 ○地産地消と手作りの味噌やベーコンでの食育の推進 ○エコソーイング実習 ○消費者意識の高揚と商品知識を深めるための各種研修 ○「生活安全フェア」への参加

（８）三郷市母子愛育会

三郷市母子愛育会は、「お元気ですか」「お変わりありませんか」と近所のみなさんへの「声かけ」「見守り」を通して、赤ちゃんからお年寄りまで地域の人々すべてを対象に、健康づくりのお手伝いをしているボランティア組織です。地域のニーズに合わせた活動を行い、健康で住みよい「まちづくり」を目指しています。令和４年度の班員数は87人、６地区（彦成、早稲田、東和西、東和東、新みさと、高州）で活動しています。

◆主な活動内容

- 地域住民への声かけ、見守り活動
- 地域の健康づくり教室
- 健康づくりのための啓発活動
- 健康づくり活動の会議
- 特定健康診査等周知活動
- 広報紙「おとずれ」の発行

（９）三郷市食生活改善推進員協議会

食生活改善推進員協議会とは、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食をとおして、地域の食育や健康づくり活動を推進しているボランティア団体です。

市内イベント等での啓発活動や、地区文化センター等で食育や生活習慣病予防に係る料理教室、三郷の伝統・郷土料理教室を開催する等、身近な場面で活動しています。令和４年度は11人で活動しています。

◆主な活動内容

- 食育基本法の趣旨に基づいた、食育の推進活動
- 健康寿命の延伸活動
- ヘルシー料理&郷土・伝統料理普及事業
- すこやかみさと「みさとの朝ごはん」推進事業
- 健康づくりのため食生活改善講習会

(10) 三郷市障害（児）者連絡協議会

三郷市障害（児）者連絡協議会は、市内にある心身障害児者等福祉関係団体が、お互いに提携して、市内における障がい（児）者の福祉の向上と、地域生活の充実・社会参加の実現（ノーマライゼーション）を推進することを目的に設置され、13団体が加盟しています。

◆主な活動内容

- 会員相互の交流・各会員の所属する団体の活動内容の共有
- 障がい関連の学習会の開催（近年は成年後見制度や防災などに注力）
- 関係諸機関・団体との連絡提携及び折衝
- 相談支援事業や障害児等療育支援事業に関わる諸問題の調査及び研究
- 市内のイベントを通じた障害当事者・関係者と市民との交流

◆加盟団体

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ ワークセンターしいの木保護者会 | ・ さつき学園保護者会 |
| ・ 三郷市わらべ会 | ・ 三郷市とがさき手をつなぐ親の会 |
| ・ 社会福祉法人 緑の風福祉会 | ・ 特定非営利活動法人 ひまわりの家 |
| ・ 障害者地域福祉団体 みさと福祉会 | ・ 社会福祉法人 川の郷福祉会 |
| ・ みどりの風保護者会 | ・ 就労移行支援事業所 ラ・ポルタ |
| ・ 特定非営利活動法人 コンパスの会 | ・ 三郷市聴覚障害者協会 |
| ・ 株式会社 汐月 | |

⇒資料編 P.72～74に加盟団体の具体的な活動内容を掲載しています。

(11) NPO法人

NPO法人とは、定款に定めた活動内容を非営利で活動している団体で、令和4年10月現在、三郷市では、34の法人が埼玉県に認証を受け、登録されています。

⇒資料編 P.75～81に具体的な活動内容を掲載しています。

(12) ボランティア団体・市民活動団体

ボランティア団体・市民活動団体は、よりよい社会づくりのために、市民やボランティアが中心となり、立ち上げた自発的・主体的な非営利の活動団体であり、市内では様々な団体が社会福祉、環境、文化活動、教育等の分野で活動されています。

なお、ボランティアセンターに登録している団体は、28団体です。

◆ボランティア登録団体数		
合 計		28団体
	社会福祉	12団体
	環境	2団体
	文化活動	13団体
	教育	1団体

(13) 三郷市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国・県・市から助成・支援を受けて運営する公益社団法人です。

シルバー人材センターに入会できるのは、60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者となっており、会員による自主的・主体的な運営をすることを目的としています。また、会員の一人ひとりが豊かな経験と知識を活用し、お互いに協力して働き、地域社会に参加することによって健康と生きがいを求めることを理念としています。

◆主な仕事内容	
○技能分野	ふすま・障子の張り替え、植木の手入れ、簡単な大工仕事、自転車再生作業及び販売等
○管理分野	建物・施設管理、物品・資材・商品・在庫管理等
○折衝外交分野	店番、パンフレットの配布、メーター検針等
○サービス分野	家事援助サービス、高齢者の話し相手、留守番等
○一般作業分野	小中学校校務員、屋内外の簡単な軽作業、屋内外清掃作業、除草作業等

(14) 三郷市社会福祉協議会

住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会は、高齢者福祉・障がい者福祉・低所得者福祉等各種の事業を展開してきましたが、少子高齢化の進展、地域の連帯性の希薄化、核家族化等地域を取り巻く環境が変化する中で、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画年度とする第4次三郷市地域福祉活動計画の「みんなでささえあい、ともにつくろう地域の輪」の基本理念のもと、地域において「だれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の推進に取り組んでいます。

◆主な活動内容

- 地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動の支援
- ふくし講座や研修等住民の学ぶ場づくり
- ボランティアセンターの運営によるボランティア活動の支援
- 地域の福祉課題の調査・把握
- 関係機関のネットワークづくり
- 各種相談・生活福祉資金の貸付等の援護事業
- 権利擁護センター
 - ＜成年後見制度相談・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）＞
- 希望の郷交流センター・北児童館の管理運営
- 老人福祉施設（老人福祉センター・老人デイサービスセンター）の管理運営
- 広報紙の発行やイベントの開催、情報提供活動
- 共同募金運動の取り組み（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）
- その他、地域ニーズに応じた様々な事業

3 市民アンケート

(1) 調査概要

市民アンケート調査は、市民の皆様の地域社会に対する関心や、地域での課題等を把握し、本計画に反映することを目的として実施しました。

調査地域	三郷市全域
調査対象者	三郷市在住の18歳以上の市民
配布数	1,000（無作為抽出）
実施期間	令和4年9月16日～9月30日
回答数（回答率）	401（40.1%）

回答率について
○回答は、質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し、百分率（%）で表示しました。算出された回答率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問によっては、1人の回答者が1つだけ回答する場合（単数回答）でも、回答率の合計が100%にならないものもあります。
○1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では、回答率の合計は100%を上回ることもあります。
○回答者総数は、その設問に回答すべき数です。

回答者の構成

■年齢層と性別

（上段：人数 下段：構成比）

	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳 以上	無回答	計
男性	9人 5.1%	19人 10.8%	36人 20.5%	26人 14.8%	22人 12.5%	44人 25.0%	19人 10.8%	1人 0.6%	0人 0.0%	176人 100.0%
女性	19人 8.5%	33人 14.8%	30人 13.5%	35人 15.7%	31人 13.9%	55人 24.7%	18人 8.1%	0人 0.0%	2人 0.9%	223人 100.0%
無回答	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 50.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 50.0%	2人 100.0%
計	28人 7.0%	52人 13.0%	67人 16.7%	61人 15.2%	53人 13.2%	99人 24.7%	37人 9.2%	1人 0.2%	3人 0.7%	401人 100.0%

■年齢層と住まいの地域

(上段：人数 下段：構成比)

	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳 以上	無回答	計
A 地域	3人 3.9%	9人 11.8%	8人 10.5%	9人 11.8%	17人 22.4%	19人 25.0%	11人 14.5%	0人 0.0%	0人 0.0%	76人 100.0%
B 地域	9人 11.8%	6人 7.9%	7人 9.2%	7人 9.2%	12人 15.8%	29人 38.2%	5人 6.6%	0人 0.0%	1人 1.3%	76人 100.0%
C 地域	3人 7.7%	4人 10.3%	7人 17.9%	4人 10.3%	5人 12.8%	13人 33.3%	2人 5.1%	0人 0.0%	1人 2.6%	39人 100.0%
D 地域	8人 8.2%	21人 21.6%	28人 28.9%	16人 16.5%	8人 8.2%	10人 10.3%	6人 6.2%	0人 0.0%	0人 0.0%	97人 100.0%
E 地域	4人 8.0%	7人 14.0%	6人 12.0%	11人 22.0%	4人 8.0%	12人 24.0%	6人 12.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	50人 100.0%
F 地域	1人 1.6%	5人 8.1%	11人 17.7%	14人 22.6%	7人 11.3%	16人 25.8%	7人 11.3%	1人 1.6%	0人 0.0%	62人 100.0%
無回答	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 100.0%	1人 100.0%
計	28人 7.0%	52人 13.0%	67人 16.7%	61人 15.2%	53人 13.2%	99人 24.7%	37人 9.2%	1人 0.2%	3人 0.7%	401人 100.0%

■住まいの地域内訳

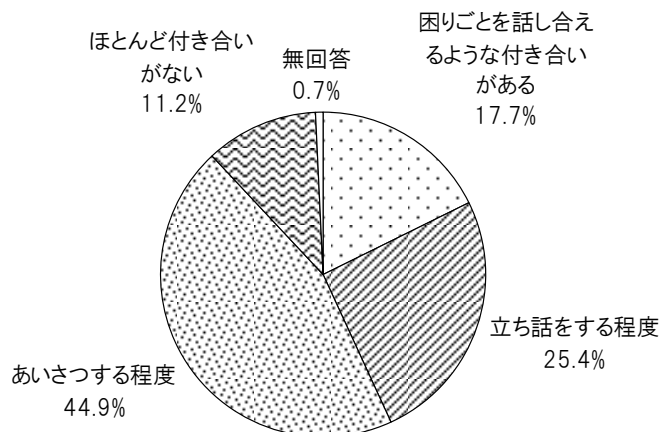
A 地域	(半田、小谷堀、前間、後谷、田中新田、丹後、彦成5丁目、采女新田、早稲田1～8丁目)
B 地域	(大広戸、仁蔵、笹塚、南蓮沼、駒形、上口、彦倉、彦野、彦成4丁目、采女1丁目、三郷1～3丁目、さつき平1～2丁目、新三郷ららシティ1～3丁目)
C 地域	(下彦川戸、上彦川戸、上彦名、彦成1～3丁目、彦音1～3丁目、彦糸1～3丁目、彦川戸1～2丁目、天神1～2丁目)
D 地域	(茂田井、幸房、岩野木、谷中、市助、谷口、花和田、彦江、彦江1～3丁目、彦沢、彦沢1～3丁目、番匠免、番匠免1～3丁目、上口1～3丁目、彦倉1～3丁目、彦野1～2丁目、泉、泉1～3丁目、新和1～2丁目、栄1丁目、中央1～5丁目、インター南1～2丁目、ピアラシティ1～2丁目)
E 地域	(寄巻、鎌倉、戸ヶ崎、戸ヶ崎1～5丁目、栄3～5丁目、鷹野4～5丁目)
F 地域	(東町、高州1～4丁目、新和3～5丁目、鷹野1～3丁目)

(2) 調査結果

①近所付き合いについて

問 ご近所とお付き合いはいかがですか。[1つに○]

回答者総数=401人

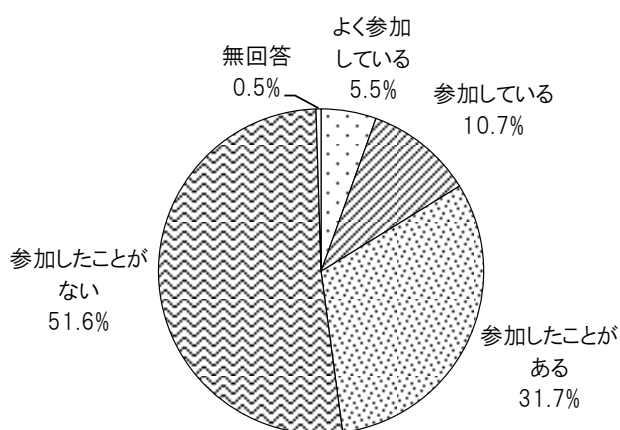


最も多いのは「あいさつする程度」で、44.9%です。また、「困りごとを話し合えるような付き合いがある」が17.7%、「立ち話をする程度」は25.4%で、相談ごとや会話ができるような親しいお付き合いをしている人は約4割となっています。一方、「ほとんど付き合いがない」は11.2%となっています。

②身近な地域における活動への参加状況

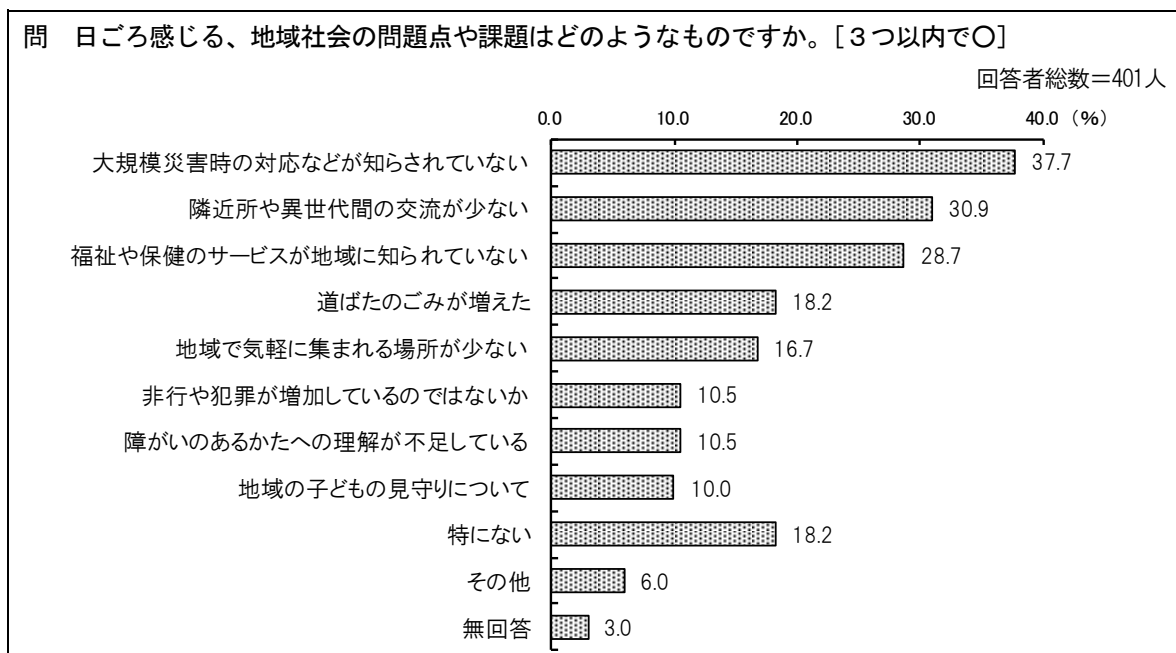
問 地域や自治会の手伝い、ボランティア活動などに参加していますか。[1つに○]

回答者総数=401人



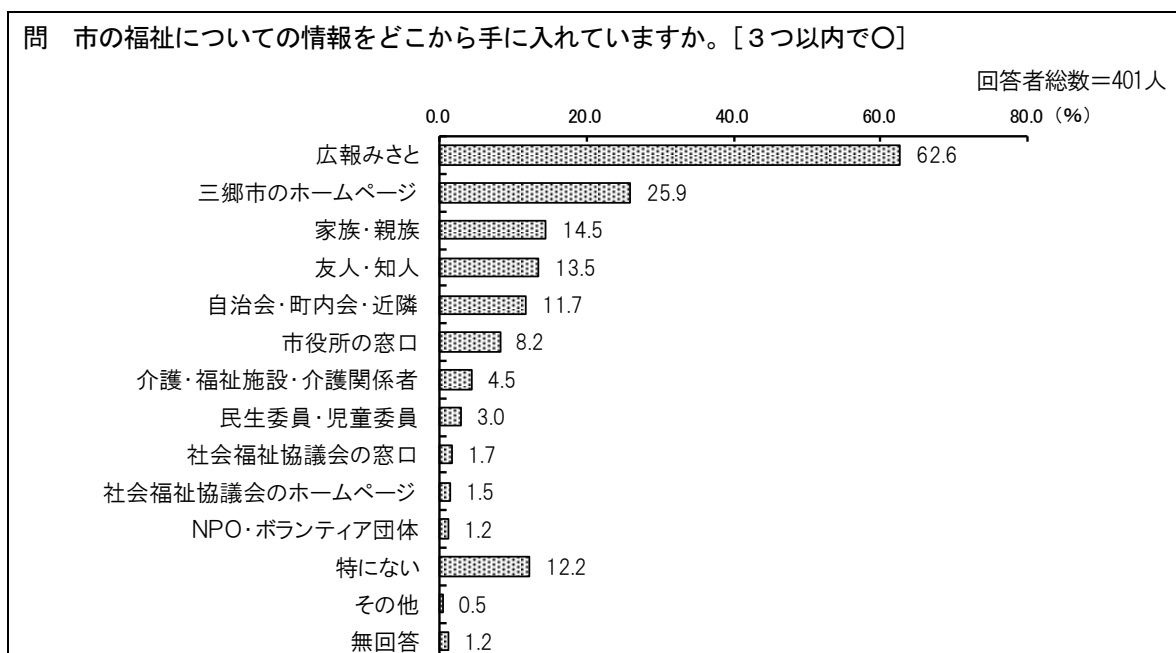
「よく参加している」が5.5%、「参加している」が10.7%で、日ごろ地域の手伝いや活動に参加している割合は約16%となっています。一方、「参加したことがない」は51.6%で、約半数を占めています。身近な地域における活動に参加している人が少なくなっています。

③地域社会の問題点や課題について



「大規模災害時の対応などが知らされていない」が37.7%で最も多く、次に「隣近所や異世代間の交流が少ない」が30.9%、「福祉や保健のサービスが地域に知られていない」が28.7%となっています。地域における災害時の対応について、課題と感じる人が多くなっています。

④福祉に関する情報の入手方法について

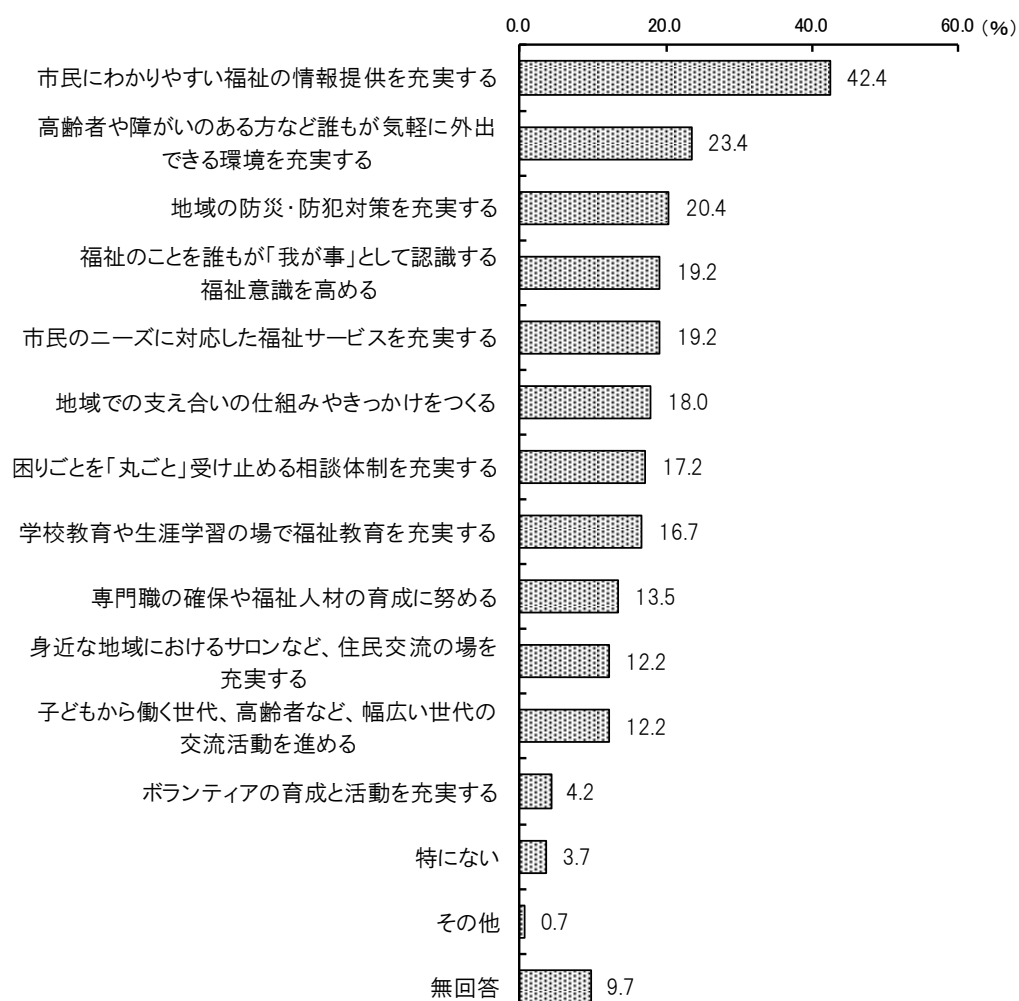


「広報みさと」が62.6%で最も多くなっています。次に「三郷市のホームページ」が25.9%、「家族・親族」が14.5%となっています。

⑤地域福祉推進のために重要な施策について

問 三郷市で地域福祉を推進していくために、特に重要なことは何だと思いますか。[3つ以内で○]

回答者総数=401人



「市民にわかりやすい福祉の情報提供を充実する」が42.4で最も多く、次に「高齢者や障がいのある方など誰もが気軽に外出できる環境を充実する」が23.4%、「地域の防災・防犯対策を充実する」が20.4%となっています。必要な情報が手に入りやすい多様な提供体制の充実や、安心・安全なバリアフリーのまちづくりが求められています。

4 市民懇談会の実施

地域福祉計画の策定において、住民参加は不可欠です。計画の見直しにあたって、三郷市の住民同士が下記のテーマのもとに地域の課題について話し合い、解決策を考えるための市民懇談会を2地区で開催しました。計38人の市民の皆さまにご参加いただき、意見交換を行いました。

テーマ

「すみよい地域にするために どのような取り組みができますか？」

(1) 日程

市民懇談会は、以下の2地区で開催しました。

場 所	日 時	参加者数	詳 細
文化会館	令和4年9月23日（金）	19人	P31
鷹野文化センター	令和4年10月1日（土）	19人	P32

(2) 懇談会の流れ

市民懇談会の流れは以下の通りです。参加者は4～5人のグループに分かれ、地域の課題とその解決案について話し合い、議論した内容を発表しました。

プログラム	内 容
開会	あいさつ・進行について説明
グループ学習	①地域の課題について ②グループ内で課題の発表 ③課題の解決案について ④グループ内で解決案の発表 ⑤グループ内でまとめ・発表準備
発表	グループごとに発表
閉会	あいさつ

(3) 結果の概要

文化会館

課題	課題内容	解決策
■高齢者	・高齢者への支援 ・一人暮らし高齢者の見守り ・コロナ禍での人との交流不足 ・生きがいの場づくり ・健康づくり ・高齢者に関する情報把握 等	・専門家による高齢者相談会の開催 ・民生委員のPRや地域包括支援センターのPR、拡充、活用 ・シルバーバス等交通手段の拡充 ・空き場所等使い、サロンの設置および拡充 ・プライバシー保護と要援護者リスト活用 ・町会活動の活性化、互助の工夫化（例：町会内での「お手伝いできる人リスト」の作成）
■子ども子育て	・子どもへの虐待問題 ・不登校の児童問題 ・ヤングケアラー問題 ・小児科医院や保育所の不足 ・安全な通学路の確保 等	・育児中の母親への相談会の開催 ・ヤングケアラーの子どもが行きやすそうな場所に相談窓口の開設（図書館等） ・各学校ごとにヤングケアラーの実態を把握 ・病児保育の充実 ・市の道路環境の整備
■地域環境	・道路での雑草管理やゴミの放置 ・道路の歩道の整備不足 ・公園のトイレの汚れ、老朽化 ・スマートインターフル化に伴う道路の混雑 等	・地域環境の整備 ・スマートインターフル化に伴う、住環境の整備
■ボランティア	・行政からのボランティア活動に対する援助不足 ・NPO・福祉団体の広報での周知力 等	・行政による、年に1回の高齢者向けのサークル活動の紹介イベントの開催 ・行政による、地域包括支援センター単位の地域ネットワークの構築、および広報活動の実施 ・行政による、生活支援体制整備事業の推進
■相談先	・相談窓口が欠如 等	・小学校単位で支援スクール、相談窓口の設置
■外国人	・早稲田地域にいる外国人の交流・憩いの場所の確保 ・外国人介護従事者の積極的雇用 等	・誰もが入れる交流センターの開設および早稲田地域での外国人の交流会の発足
■地域交流	・マンション住民で隣人が不明瞭	・マンション住民どうして一緒に関われるイベント開催や挨拶などの声かけの実施
■防災・防犯	・災害時の対応、避難困難者へのフォローおよび避難所対策（高齢者） ・遠い避難先 ・避難場所である学校の屋上への再生可能エネルギー活用機器の設置 ・防災行政無線の放送の聞こえづらさ	・防災への備え（自助、公助） ・月単位での避難訓練 ・避難場所は体育館だけではなく校舎全体を使用

鷹野文化センター

課題	課題内容	解決策
■行政	・市役所の敷居が高く、相談を躊躇。 ・生活困窮者など相談の増加の一方、相談先が不明及び不足 ・包括支援センターの場所が不明 ・市の福祉サービスの地域格差。都内事業者や遠方等でのサービス提供等	・広報をより多く出す。(包括支援センターの特集) ・公共施設に包括支援センターの場所の掲示
■高齢化	・地域全体の高齢化 ・高齢者への支援 ・独居高齢者の閉じこもり・健康問題 ・高齢者へのコミュニケーションの場の確保 ・高齢化する障がい者（身体・精神）の親の増加等	・独居、孤立者への声かけ ・町会・近隣・民生委員との連携
■町会・自治会	・転入者等の町会への加入の未賛同。 ・町会の高齢化（役員の高齢化） ・町会加入率の低下、これに伴う町会の発展の阻害等	・町会の実施していることの説明、理解 ・町会の活性化 ・若いリーダーの養成
■子ども子育て	・図書館・児童館・児童公園など子どもの安全な過ごし場所の不足 ・ボールを使える公園が少 ・ヤングケアラーの問題等	・子ども・高齢者一体の利用対象の施設を設置 ・ボールで遊べるよう公園にフェンスを設置
■地域環境	・交通が不便。このことによる運転免許の返納不可 ・道路・歩道の整備 ・お墓の管理 ・ゴミ収集場所の不便さ ・空き家の問題等	・農地を都市計画地に変更 ・交通手段の拡充（バスルートの改善等） ・地域商店の積極的利用 ・市での墓地の管理 ・ゴミの収集回数の増加（週3回等）および方法の改善（車がバックできる場所でもなくとも収集実施） ・空き家の流動化促進 ・空き家問題の合理的解決（住民の協力依頼および行政が指導・処分、費用は持ち主負担等）
■防災・防犯	・水害など地域災害への対応、対策 ・防犯・防災の近隣との協力が不足 ・街灯や防犯カメラが少（設置に町会の負担が必要な場合も有） ・見通しの悪い資材置き場などが多（犯罪の温床発生リスク）等	・防災士取得者の育成 ・避難場所の増設 ・住宅地、工業地帯を区分し、資材置き場等の見通しの悪い場所は住宅周辺外へ
■地域交流	・世代間・近隣住民とのコミュニケーション不足 ・自殺者が多 ・若い人の地域問題への当事者意識の欠如等 ・地域愛の低下	・交流会に若い人を呼ぶイベントを開催きっかけづくり ・公共施設の民間活用 ・民生委員等の社会福祉ボランティア団体や社会福祉協議会への相談 ・定年になった人、経験あるので行政主体でリーダーとして養成
■地域	・南側の地域における行政サービスの不足、中央～北部の地域との発展の差 ・東京都にあっても、予算の差で三郷市では未実施なケースが多 ・三郷市に多くの人が認知できている文化（特に若者や子どもが参加できるイベントなど）が無等	・地域に応じたサービスの提供 ・都内とは予算が異なるため、公助ばかりを期待せず住民が労力をかけ互助を意識 ・南部地域での町会を超えた、一丸となった問題解決への取り組み ・南部地域での新しい祭りや楽団など、新しい文化をつくりイベントを開催

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

「助けあい・励ましあい・認めあい」 みんなが主役の地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、だれもが持つ願いです。

そのためには、地域の人と人がふれあい、お互いを思いやり、尊重しあう気持ちを大切にしながら支えあい、子どもから高齢者まですべての住民が、地域においていきいきと生活することができる地域社会を目指していくことが大切です。

地域福祉は、これまでの、制度や分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超え、住民や地域福祉を支える多様な人々が「我が事」として受け止めて参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目標としています。

近年、地域住民同士の関わりあいが希薄化している中で、孤立化やひきこもり、生活困窮、8050問題、ヤングケアラーなど、住民が抱える生活のしづらさやリスクが複雑化・複合化しています。一つの家庭に様々な福祉的ニーズが存在する複合的課題を抱えるケースも見られます。このような現状に対応し、諸問題を解決していくためには、住民一人ひとりの取り組みとともに、地域の多様な資源を活用した支えあいの輪を広げていくことが重要となっています。

これまで、三郷市では「『助けあい・励ましあい・認めあい』みんなが主役の地域づくり」を基本理念に地域福祉を推進してきました。第4次三郷市地域福祉計画でもこの基本理念を継承し、「おたがいさま」・「おかげさま」・「ありがとう」の合言葉を引き続き活用しながら、住民同士が支えあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指します。

2 基本方針

基本方針1 地域で互いに支えあうまちづくり

地域福祉は、住民と住民のつながり、支えあいが基礎であるといえます。しかし、少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化などにより、地域の人々の交流や支えあいが希薄化していることが懸念されています。特に近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大等により生活様式の変化を余儀なくされ、これまでのような地域のつながりを持つことをさらに困難にさせており、孤立化する住民の増加も危惧されています。

誰もが地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていくためには、人と人とのつながりが大切であることから、住民同士の交流と支えあいを進めていくことが重要です。地域共生社会の実現を目指して、お互いを理解し、認めあい、温かい心をもって、「地域で互いに支えあうまちづくり」を推進していきます。

基本方針2 地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり

地域福祉の推進には、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の活動に参加・参画していくことが重要です。地域共生社会とは、これまでの制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。

地域福祉活動を活性化するとともに、豊かな知識と経験を持った人材や地域資源を発掘・活用し、「地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり」を推進していきます。

基本方針3 必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり

生活のしづらさや悩みごと、心配ごとなどに対応する福祉の相談窓口は、行政だけでなく、民間の団体や事業所など、様々なものがあります。しかし、必要な情報が入手できないなどで、どこに相談したらいいかわからないという声もあります。日頃から地域や福祉の情報について関心を持ち、知る機会を得ることが大切です。

また、多くの福祉サービスは、対象となる利用者が必要なサービスを自ら選び、利用する仕組みとなっていることから、利用者は必要な情報を得ることが重要となっています。一方で、必要な人が必要なサービスを利用でき、地域で安心して暮らせるよう、サービス提供の充実を図ることが求められています。

情報提供・相談体制の充実とともに、サービス提供体制の基盤整備に努め、「必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり」を推進していきます。

基本方針4 地域で安心して暮らせるまちづくり

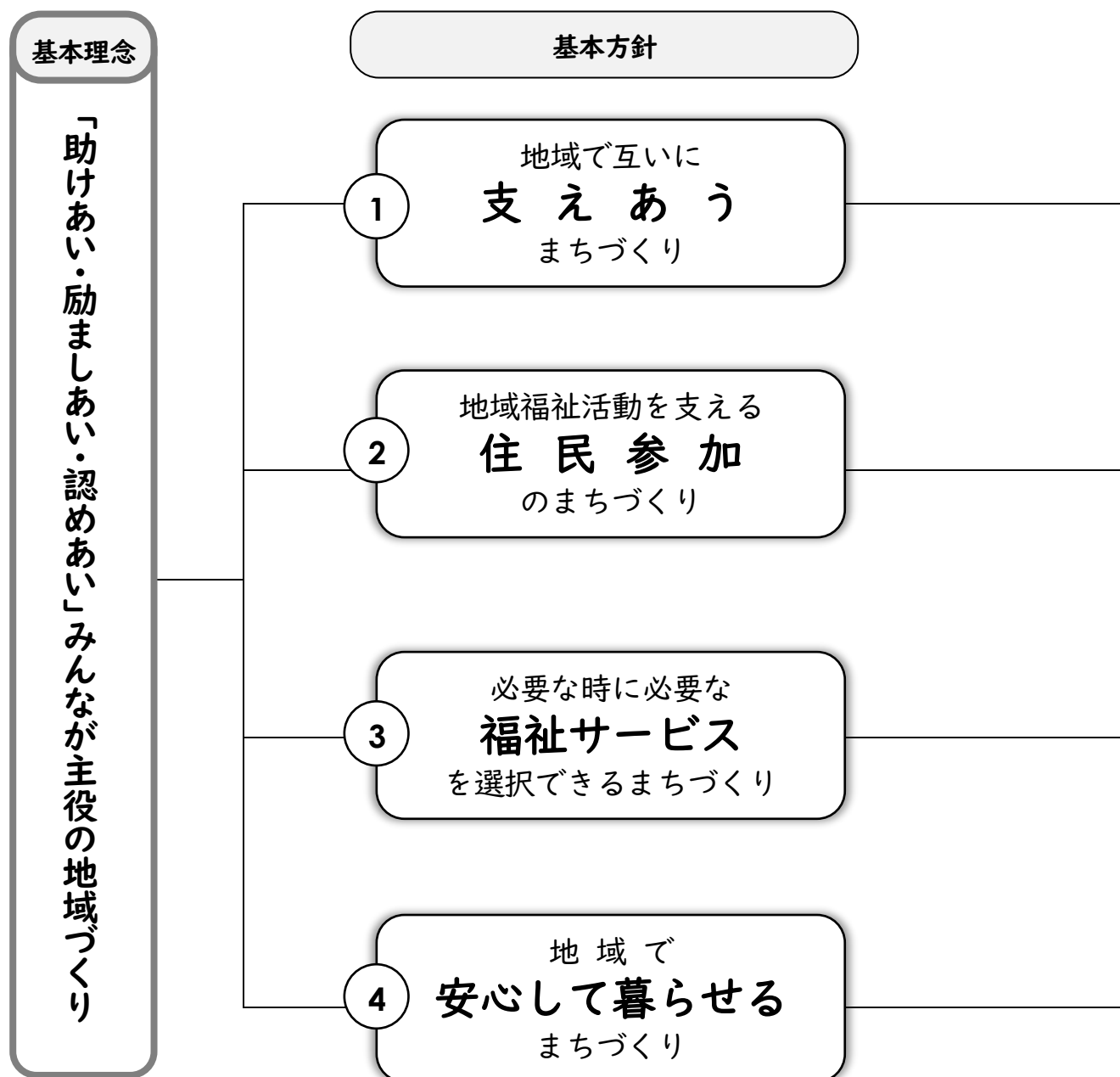
災害に備えて、自分の身を守れるように一人ひとりが備えておくことが重要ですが、いざという時に助けあえる地域との関係を築いておくことも大切です。地域の住民同士が助けあいが、困難な状況を乗り越える力となります。日頃から、見守り、助けあいながら防災に取り組んでいくことが重要となっています。

また、道路や公共施設等が安全でだれもが利用しやすいようバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、だれもが必要な情報を手に入れられるよう、情報バリアフリー化を進めることが重要です。

障がいや認知症があっても、住み慣れた地域で尊厳のある本人らしい生活が継続でき、地域社会に参加できる支援の充実が求められています。関係機関の連携のもと、成年後見制度の利用促進を図っていくことが重要です。

暮らしやすい環境の整備に努め、すべての人が「地域で安心して暮らせるまちづくり」を推進していきます。

3 施策の体系



施策の方向性	取り組み
①ふれあい、支えあいの意識づくり ②生活困窮や社会的孤立者対策の充実	【自助】住民同士で声をかけあい、気軽に話せる環境を作りましょう 【互助】地域で集まる機会を設けて活用し、交流しましょう 【公助】各種講座の開催や地域活動の支援、孤立化防止を進めます
①地域活動への参加促進と活性化 ②ボランティアや担い手の育成	【自助】地域に関心を持ち、できることから活動に参加しましょう 【互助】地域活動に参加しやすい環境をつくりましょう 【公助】情報提供や担い手の育成に努めます
①情報提供と相談支援体制の充実 ②サービス提供体制の充実	【自助】相談窓口を上手に活用しましょう 【互助】支援が必要な時には専門機関につなぎましょう 【共助】社会保険制度・相互扶助によるサービスを適正に提供します 【公助】相談体制と必要な支援を充実します
①災害時対策の促進 ②バリアフリーのまちづくり ③権利擁護の充実 （三郷市成年後見制度利用促進基本計画）	【自助】日ごろの備えを大切にしましょう 【互助】いざというとき、助けあえる関係を築きましょう 【公助】安心・安全に生活できる環境づくりを進めます

第4章 施策の方向性と具体的な取り組み

基本方針 1 地域で互いに支えあうまちづくり

施策の方向性① ふれあい、支えあいの意識づくり

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人みんなでできること]

○悩みや困りごとは、一人で抱え込まずに誰かに相談することが大切です。

○日頃から、住民同士が気軽に話し合い、手助けし、支えあいましょう。

○様々な年代、様々な環境の人がふれあい、お互いを理解し、つながりを持つことが重要です。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

○地域活動の場を提供するとともに、各種講座等の開催、地域活動の支援を行います。

取り組み	内 容	関連課等
1. 民生委員・児童委員による地域の見守り活動	市民に一番身近な相談相手となる民生委員・児童委員が地域住民の見守り活動を行い、市民からの相談があれば、適切な相談窓口につなぐ。	ふくし総合支援課
2. 多機関連携による見守りの充実	高齢者、障がい者、児童などの所管部署間の連携とともに、地域の相談、支援機関等と連携を図りながら、その対象者の虐待防止、早期発見、早期支援を進める。	ふくし総合支援課 長寿いきがい課 障がい福祉課 子ども支援課 指導課
3. ふれあい、見守り拠点の整備	高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、高齢者等が自由に通える場所として拠点を整備するとともに、地域住民による、孤立や引きこもり、孤独死等を防ぐための見守り活動を支援する。	長寿いきがい課
4. 聴覚障がい理解促進セミナー	市民ニーズに対応した福祉講座として「聴覚障がい理解促進セミナー」を開催し、障がい者福祉に対する市民理解の推進を図る。	障がい福祉課

取り組み	内 容	関連課等
5. 交流・ふれあいの場の提供	市民の自主的な活動による、異世代間の相互交流、コミュニティづくりと心豊かな地域社会の実現に向け、「世代交流館ふれあいパーク」「希望の郷交流センター」の活動を支援する。	市民活動支援課
6. 統合保育の充実	公立保育所6か所で、障がいのある子どもと、ない子どもが、共に育つことが出来るようにするために、統合保育を実施する。	すこやか課
7. 心のバリアフリーに関する学校教育・家庭教育・啓発活動等の支援・充実	態度や行動に移せる人権感覚を磨き、互いを認め合う社会づくりをさらに推進するため、各種研修会・セミナーや体験活動を取り入れた学習会、及び啓発活動を行うとともに、保護者・地域・学校・関係機関との連携を計画的に行う。	指導課 生涯学習課 人権・男女共同参画課
8. 北公民館主催事業の開催（教養講座・高齢者教育事業など）	各種講座を通して、地域の新たな仲間づくりと生きがいづくりの場を提供する。	生涯学習課
9. 福祉教育推進事業の実施	児童・生徒の人を思いやる気持ちを育み、ふくしのまちづくりを推進することを目的に、社会福祉施設やボランティア・市民活動団体と協力して、小・中学校における福祉教育、ボランティア体験学習を支援する。	社会福祉協議会 指導課
10. 多世代交流事業の推進（地域福祉）	高齢者の自主的な活動を通して、就業機会の拡大による福祉の向上を図る。	シルバー人材センター



施策の方向性② 生活困窮や社会的孤立者対策の充実

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人みんなでできること]

○地域で孤立している人や家庭がないか、手助けできないことがないか、地域で見守り、支えることが重要です。

○社会から孤立し、情報や支援が届きにくいところに、地域のきめ細かい手助けが重要です。

○社会とのつながりをめざす人に対し、温かい気持ちで寄り添い、地域で応援する意識の醸成が大切です。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

○生活困窮や社会的孤立にある人に対し、制度の狭間に落ちることのないよう、関係機関と連携した取り組みを進めます。

取り組み	内 容	関連課等
1. 生活困窮者自立支援事業	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対して、自立相談支援事業と家計改善支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行う。また、他の福祉施策との連携を含め、総合相談の支援の推進を図る。	ふくし総合支援課
2. 子どもの学習支援事業	生活保護・生活困窮者世帯の中学生や高校生に対して、学び直しの機会を提供する学習の支援を行う。学習意欲の向上を促しながら自ら学ぶ力を養い、基礎的な学力の向上を図ることを通じて、高校進学と高校卒業を目標とするとともに、日常生活の習慣を身につけ社会性を育むことを支援する。	ふくし総合支援課
3. 社会的孤立者への社会参加支援	様々な理由から社会的に孤立している人やひきこもり状態となっている人について、地域資源を活用した参加への支援を図る。	ふくし総合支援課 障がい福祉課 長寿いきがい課
4. 社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会をつくるため、社会を明るくする運動を通じて、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深める。	ふくし総合支援課 指導課

取り組み	内 容	関連課等
5. 保護司・更生保護女性会の更生保護団体への支援	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司や、犯罪・非行の未然防止のための啓発等を行う更生保護女性会、更生保護ボランティアの活動の支援を行う。	ふくし総合支援課
6. 生活保護の相談支援事業	生活に困窮しているかた等からの相談を実施する。生活困窮の状況を伺い必要な支援を検討し、急迫性の有無、活用できる社会資源の確認等や生活保護制度の十分な説明をして本人の意思確認を行う。専門相談員を配属し、必要に応じ関係機関等との調整や協力を図りながら支援を行う。	生活ふくし課
7. 生活保護業務の適正実施	ケガや病気で働けなくなった場合、または年金や給与等の収入が世帯ごとに決められた最低生活費を下回る場合で、資産や能力、様々な制度の活用をしても生活維持が困難な場合に、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度により、自立した生活が送れるよう支援を行う。	生活ふくし課
8. ヤングケアラーへの支援	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に担っている子どもについて、個別の実態把握に努めるとともに、多機関が連携・協力して、包括的な支援を行う。	指導課 子ども支援課 長寿いきがい課 介護保険課 ふくし総合支援課 障がい福祉課



基本方針 2 地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり

施策の方向性① 地域活動への参加促進と活性化

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人々でできること]

○地域福祉活動の担い手となる、住民の参加・参画を進めましょう。

○それぞれができること、興味・関心のある地域課題について、住民が取り組めるような体制づくりが必要です。

○既存の形態にこだわらず、参加しやすい地域活動を広げていくことが求められています。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

○地域活動に関する情報提供の充実や活動の支援を進めます。

取り組み	内 容	関連課等
1. 「誰一人取り残さない」地域づくりに向けた支援の充実	市内には、高齢者、障がい者、児童などの福祉分野を中心とした交流や活動の場が多数設置されており、これらを活用して、世代や属性にこだわらない「人と居場所」をつなぐことで、地域における支え合いの活動を活性化する。	長寿いきがい課 障がい福祉課 子ども支援課 ふくし総合支援課
2. 三郷市協働によるまちの魅力アップ事業	地域課題を解決するため市民等と市がお互いの得意分野を活かして対等な関係で協力し合うことで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、三郷の魅力づくりに結びつく活動を行う、もしくは活動を計画している団体を対象に経費の一部補助を行う。	市民活動支援課
3. 地域の健康づくり推進事業	市内地域住民を対象に、健康づくりを推進する町会・管理組合・自治会等に健康づくり事業を委託し、住民の健康の維持増進を図ることを目的として、生活習慣病予防事業及び介護予防事業を実施する。	健康推進課

取り組み	内 容	関連課等
4. みさと学びの玉手箱事業	市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加できるきっかけづくりや団体活動の活性化を図るため実施する。	生涯学習課
5. みさと雑学大学	市民が今まで培ってきた知識・技術・経験を活かし、「学びそして新たな発見」「知識・技術・経験を教え伝える楽しさ。取得する喜び」を得ることにより、市民として地域社会に参画する意欲や実践力を培う。	生涯学習課
6. 伝統的文化活動の支援	地域に伝わる民俗文化財等を中心に保存と後継者の育成を支援する。	生涯学習課
7. ふくし出前講座の開催	地域の福祉課題に関する理解を深めていただく出前講座を実施し、地域での学習機会の支援を行う。	社会福祉協議会
8. 三郷市くらしの会の活動支援	消費生活の改善を目指し、地域社会に貢献することを目的として、環境問題を考えるエコライフ推進委員会、食の安全と食育を進める食生活推進委員会等を結成して活動している。会員数は61名で、4支部で構成されている。	生活安全課広聴室



施策の方向性② ボランティアや担い手の育成

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域みんなでできること]

○情報提供によりボランティアに対する関心を高め、活動を支援していくことが重要です。

○ボランティアや地域福祉活動の担い手を広げていくことが必要です。

○活動に参加しやすいきっかけづくりを進めていきます。

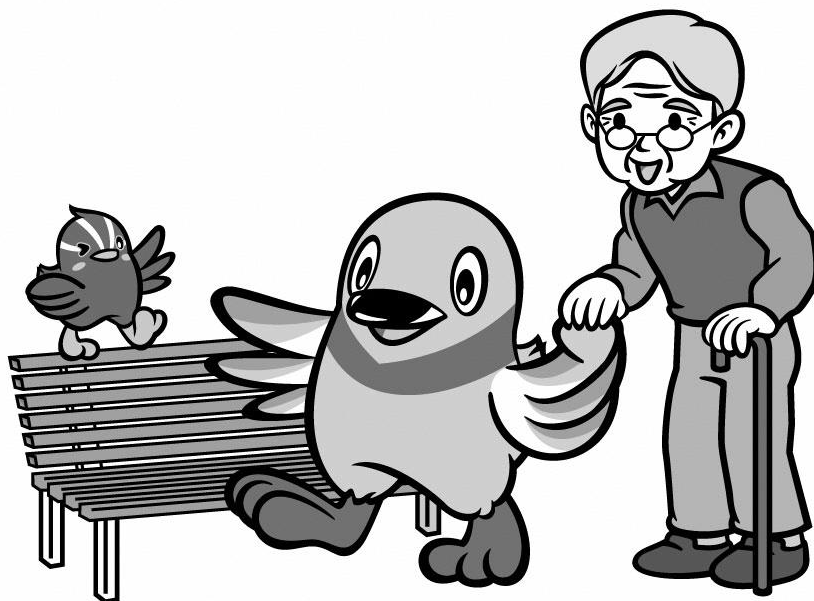
[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

○ボランティア団体や関係機関等と連携し、地域福祉活動に参加する人材の発掘、育成、支援を進めます。

取り組み	内 容	関連課等
1. 住民主体の助け合い活動等の推進	生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するための研修や活動支援、体制づくりを行い、助ける人・助けられる人の垣根を超えた住民同士の助け合い活動を推進する。	長寿いきがい課
2. 認知症サポーター等養成事業	認知症のかたやその家族が、地域で安心して生活するため、認知症を理解するための認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症・若年性認知症・高次脳機能障害のかたが差別されない社会の実現を目指す。	長寿いきがい課
3. 母子愛育会の活動支援	赤ちゃんから高齢者までを対象に、健康づくりのための活動を進めているボランティア組織であり、地区担当保健師と連携し活動を支援する。	健康推進課
4. 食生活改善推進員協議会の活動支援	ヘルスメイトの愛称で、料理講習会や各種イベント等の食育推進・啓発活動をとおして、市民の健康づくりを行っているボランティア団体であり、担当課と連携し、活動を支援する。	健康推進課

取り組み	内 容	関連課等
5. 健康づくりをすすめる会 in みさとの活動支援	健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」を推進するため、個人・地域・団体・行政等をつなぎ、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めることを目的としたボランティア団体であり、担当課と連携し、活動を支援するとともに計画を推進する。	健康推進課
6. 子育てボランティアの受け入れ	ボランティア体験プログラム事業(社会福祉協議会)等を通じて、ボランティアを受け入れ、子育てボランティアの育成を図る。	子ども支援課 すこやか課
7. 子育て応援団体の育成	地域子育て支援体制の確立のため、子育て団体やサークル団体との連携を図り、協働による子育て支援を行う。	子ども支援課
8. 少年消防クラブの育成	小学5年生から高校生までを対象に、将来の地域防災を担う人材の育成を図る。	消防総務課
9. ボランティア活動の推進・支援	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の相談、支援、情報提供、学習支援、活動拠点の確保及び活動資材の整備を図り、地域のボランティア活動の推進と支援を図る。	社会福祉協議会



基本方針3 必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり

施策の方向性① 情報提供と相談支援体制の充実

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人々でできること]

- 地域の住民同士で、日頃からコミュニケーションをとり、情報のやりとりをしましょう。
- 支援が必要な場合は、相談窓口や専門機関につなぎ、孤立することなく必要なサービスが利用できるようにすることが重要です。
- 複雑化・多様化する福祉的課題についても対応できる相談窓口を知り、活用していくことが大切です。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

- 情報提供や各相談事業を充実するとともに、あらゆる相談に対応し、課題解決のための支援を行う総合相談体制を充実します。

取り組み	内 容	関連課等
1. ふくし総合相談窓口事業	高齢者・障がい者・生活困窮・ひきこもり問題等、福祉分野を中心としたありとあらゆる相談に対応する。明確に相談したい内容が決まっていない相談を最初に受け止め、解決に向けて寄り添い、同行支援を行うとともに、関係機関等の情報提供を行う。	ふくし総合支援課
2. 高齢者・介護サービスの情報提供	サービス利用者に対し、サービスガイドマップの発行及び配布、介護サービス空き情報の提供等、必要に応じて実施する。	長寿いきがい課 介護保険課
3. 地域包括支援センターの総合相談事業	高齢者等の相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、相談や訪問等を実施する。	長寿いきがい課
4. 認知症カフェの運営	認知症のかたやその介護者の家族が安心して思いや悩みを打ち明けられる場所の提供を、地域の住民の参加によって行う。	長寿いきがい課

取り組み	内 容	関連課等
5. 障がい者の就労支援	電話・来所・訪問等により、就労相談、就労能力等に関するアセスメントや就労準備、職場見学や職場実習の調整、求職支援、就職後の職場定着や職場生活の中で生じる課題に対するフォローアップ、加齢に伴い職業能力が低下したかたに対する就労継続支援事業への段階的な移行等について、関係機関と連携を図りながら相談・支援を行う。	障がい福祉課
6. 子育て情報の発信や子育て支援施設等の充実	ホームページやSNS、「にこにこ」子育て応援ガイドで子育て情報の提供を行う。また、子育て支援施設（児童館、子育て支援センター、つどいの広場）等、幼児親子や児童が安全に遊べる場所や相談の場を提供する。	子ども支援課
7. 子育て支援ステーション事業	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、切れ目のない支援を行う拠点として、妊産婦や乳幼児を支えるとともに、子育てのサポートをする。	子ども支援課
8. 児童福祉に関する相談体制の充実	児童福祉に関する相談に対し、子ども家庭総合支援拠点を中心に関係機関と連携し、相談者に対応・支援する。児童虐待に対して、関係各課との連携・情報共有を図り、保育の提供を行う。また、11月には児童虐待防止推進月間によるオレンジリボン運動の一環として、展示や横断幕等による啓発を行う。	子ども支援課 すこやか課
9. 市民に身近な保健福祉情報のネットワークづくり	保育所送迎時や個人面談等の保護者と接する機会を利用し、保育所での生活を伝えながら、日々の子育ての困りごとや相談を受ける。保育所入所手続の問診の際に保育所を訪れた時や、保育所園庭開放等を通じて、来所する保護者の相談にも対応する。	すこやか課
10. 公立保育所園庭開放事業	公立保育所6か所の保育所開所時間内に、地域の就学前の親子に園庭や保育室等を開放する。子どもは保育園児と一緒に遊び、親は子育ての悩み等を保育士に相談することが出来る。	すこやか課
11. 親の学習（就学前のお子様をお持ちの保護者対象）	子育て中の悩みや不安を抱えている保護者に向け、保護者同士の情報交換・共有の場を提供する。話し合うことで、それぞれの家庭に合った子育ての方法を見つけ、家庭教育の充実を図る。	青少年課 生涯学習課

取り組み	内 容	関連課等
12. 児童生徒・保護者に対する相談体制の充実	いじめ、不登校対策事業や保護者の相談等を行う。	指導課
13. 社会福祉協議会総合相談事業の実施	地域の身近な相談窓口として市民からの様々な相談を受け、相談者に寄り添いながら内容の整理を行い、関係機関と連携し、適切な相談窓口を紹介する等、改善・解決に向けた支援を行う。	社会福祉協議会



施策の方向性② サービス提供体制の充実

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人みんなでできること]

○必要なサービスが利用できる環境づくりが重要です。

○福祉サービス事業者は、利用者や地域からの信頼を得ながら、適切な福祉サービスを提供することが求められています。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

○必要なサービスが利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めるとともに、地域包括ケアシステムの推進に向けて、関係機関の連携を進めます。

取り組み	内 容	関連課等
1. 地域包括ケアシステムの推進	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりを推進する。	長寿いきがい課 介護保険課 健康推進課
2. 在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、医療・介護資源把握及び課題抽出と対応策検討を行い、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築推進、関係者の情報共有支援、相談支援・研修会の開催や、地域住民への普及啓発、関係市区町村連携を行う。	長寿いきがい課 介護保険課 健康推進課 障がい福祉課 国保年金課
3. 地域ケア会議の充実	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点とし、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築等を行うことで、個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実によって解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図る。	長寿いきがい課

取り組み	内 容	関連課等
4. 育児の相互援助活動の充実	ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方を会員として組織し、相互援助活動を行う。	子ども支援課
5. 子ども・子育て支援新制度管理事業	平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度に係る総合調整を進めるとともに、「みさとこどもにこにこプラン」の進捗管理を行い、子育てしやすいまちの具現化を図る。	子ども政策室



基本方針 4 地域で安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性① 災害時対策の促進

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人々でできること]

- 自分の身の安全を自分で守れるように、日頃から災害に備えましょう。
- 地域の防災訓練には積極的に参加し、防災情報の入手とともに、地域でお互いに助けあえる「顔の見える関係」を築いておくことが大切です。
- ひとりで避難することが難しい場合には、地域の手助けを得ながら避難できよう備えておくことが重要です。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

- 災害時には関係各課、関係機関での情報共有に努めるとともに、連携を図りながら、支援を行います。

取り組み	内 容	関連課等
1. 避難行動要支援者の支援	ひとり暮らしの高齢者や障がいのあるかた等、災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域における支援を必要とする「避難行動要支援者」について把握し、適切な避難支援及び平常時の見守り活動等を行うため、名簿を整備して町会等へ提供するとともに、個別計画の作成を推進する。	ふくし総合支援課 介護保険課 障がい福祉課 危機管理防災課
2. ハイゼックスを利用した炊き出し方法の普及・啓発活動	三郷市赤十字奉仕団が、災害時を想定してハイゼックスを利用した非常食の炊き出し訓練を行い、市内イベント等で炊き出し方法について普及・啓発活動を行う。	ふくし総合支援課

取り組み	内 容	関連課等
3. 避難所運営委員会の設置の推進	災害が発生した際に、避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所運営委員会の設置を推進し、活動強化のための支援を行う。地域の自主防災組織、学校関係者、市職員及びその他の協力者等が協働し、男女の違いや高齢者・障がい者等、それぞれの特性やニーズ及び地域の実情に応じた避難所ごとのマニュアルの整備を推進する。	危機管理防災課
4. 自主防災訓練指導	災害に備えた訓練を推進するため、自主防災組織に対し、避難方法や初期消火方法、応急手当等の防災訓練の指導を行う。	消防総務課
5. 避難行動要支援者宅の防火訪問	女性消防団員が4名1組となり、避難行動要支援者名簿に記載されているかたの自宅を訪問し、防火指導及び要支援者の現状を確認する。	消防総務課
6. 防火広報及びパトロール	地域の防火安全対策推進のため、消防団車両での防火広報、防火パトロールを実施する。	消防総務課
7. 災害ボランティアセンターの取り組み	災害ボランティアセンター設置訓練や体制整備、研修会の開催等を通じて災害発生に備える。	社会福祉協議会



施策の方向性② バリアフリーのまちづくり

[自助：一人ひとりができること]

[互助：地域の人々でできること]

○だれもが生活しやすく、移動しやすいまちづくりをめざして、日常生活環境におけるバリアフリー化を一層進める必要があります。

○道路や施設だけでなく、だれもが必要な情報を適切な手段で得られるよう、情報バリアフリー化の推進も重要です。

[公助：行政が支援できること]

～具体的な取り組み～

○道路や施設のバリアフリー化とともに、だれもが利用しやすい情報バリアフリー化も進めます。

取り組み	内 容	関連課等
1. バリアフリーの地域づくりの推進	店舗等について、だれもが利用しやすいようにバリアフリー化を奨励し、地域住民へ周知していくことを推進する。	ふくし総合支援課 商工観光課
2. 情報のバリアフリー化の推進	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 ^{※1} などを踏まえ、障がい者や高齢者等に対する情報のバリアフリーの推進に努める。 日常生活用具給付事業として、障がい者に対し、情報・意思疎通支援用具を給付する。また、磁気ループの設置、要約筆記者・手話通訳者等の派遣・養成を図る。	障がい福祉課 長寿いきがい課
3. 広報・ホームページの充実	広報紙では、ユニバーサルデザインフォントの導入、「手話・要約筆記、磁気ループあります」のマークや「声の広報」等により、だれもが読みやすく必要な情報を得られるように提供する。ホームページでは文字や画像を拡大したり、読上げをする機能ソフトを導入し、高齢者や視覚に障がいのあるかたも含め、だれもが情報等を得られるようにアクセシビリティを向上させる。	広報課

取り組み	内 容	関連課等
4. 建築物のバリアフリー化の整備促進	バリアフリー法※ ² に基づき、公共施設及びだれもが日常利用する施設について、バリアフリー化を整備するように促進する。	市有財産管理課
5. 道路のバリアフリー化の整備促進	バリアフリー法※ ² に基づき、高齢者や障がいのあるかた等が移動しやすい環境をつくるため、点字ブロック敷設、歩道の拡幅、段差解消を促進する。	道路河川課
6. 公共交通機関のバリアフリー化の整備促進	バリアフリー法※ ² に基づき、高齢者や障がいのあるかた等が移動しやすい環境をつくるため、バリアフリー化設備（転落防止設備や誘導用ブロック、ノンステップバスの導入等）の整備を行う鉄道事業者及びバス事業者に対して補助金を交付することにより、利便性及び快適性の向上を図り、だれもが利用しやすく安心して移動できる公共交通機関の充実に努める。	都市デザイン課
7. 埼玉県福祉のまちづくり条例	一定規模以上の生活関連施設（高齢者、障がい者をはじめ不特定多数の利用する建築物）を建築する場合、工事着手の30日前までに市を経由して知事へ届出を行う。だれでも利用しやすい施設の整備促進のため、整備項目を設けて遵守する必要がある。	開発指導課
8. 土地区画整理支援事業	土地区画整理事業の施行者に対し、公共施設の整備に際しては、バリアフリー化に配慮するよう指導する。	まちづくり事業課
9. 読書のバリアフリー化の推進	高齢者や障がいのあるかた等が、音声読み上げや文字拡大機能等を利用し、読書がより便利に楽しめるよう公共図書館の読書環境を整備する。また、だれもがいつでもどこからでも読書ができる電子図書館サービスを提供する。	日本一の読書のまち推進課 (公共図書館)

※1 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法：障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策の推進に係る法律をいいます

※2 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をいいます

三郷市成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

1 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成29年3月24日に第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）が閣議決定、令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）が閣議決定されました。

本市では、こうした国の動向に対応して、成年後見制度の利用促進等に計画的に取り組むため、この計画を策定することとしました。この計画を利用促進法第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

～ 成年後見制度 ～

○成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分ではないかたを保護し、支えるための制度です。

○成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

○法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて3つの類型があります。

後見：判断能力が欠けているのが通常の状態のかた

保佐：判断能力が著しく不十分なかた

補助：判断能力が不十分なかた

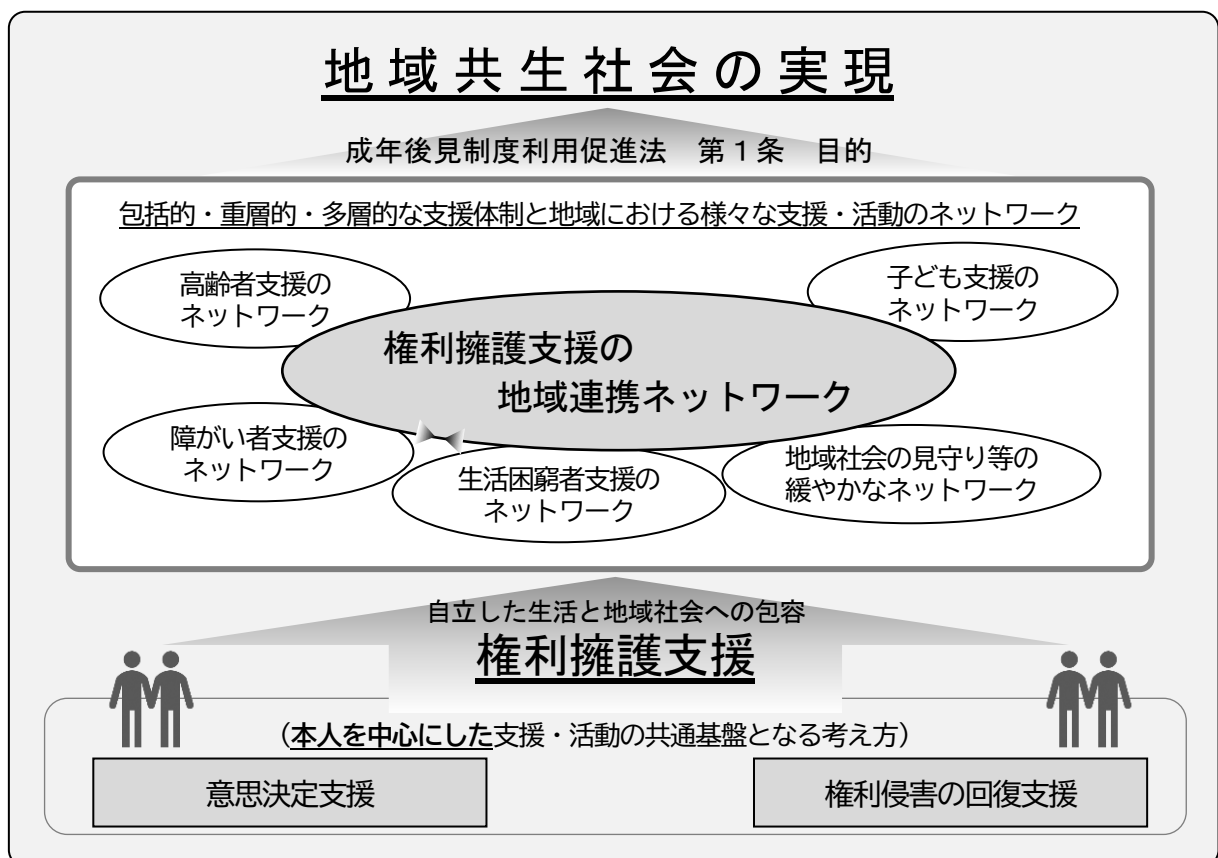
成年後見人等は、本人の親族のほか、法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などがあります。また、専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）や後見をしてくれる団体（法人）などがある場合もあります。

○任意後見制度は、本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となるかたや将来そのかたに委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分となった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

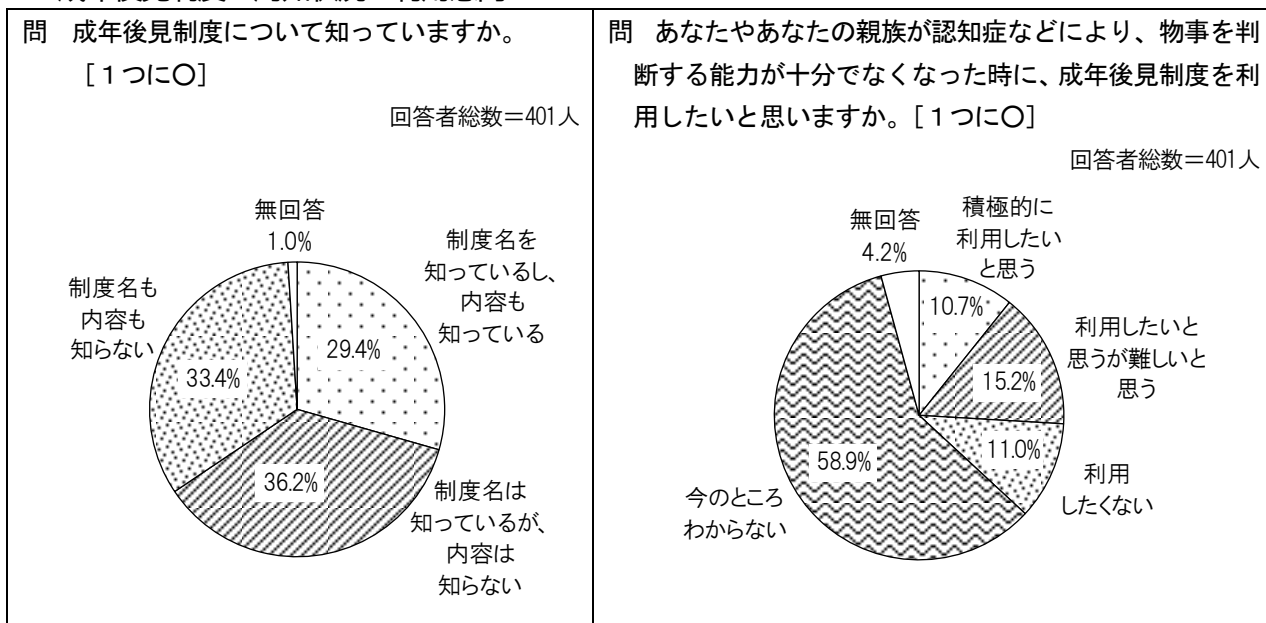
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、すべての人が障がい等の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。
- 地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度の利用促進の取り組みを進めます。



2 三郷市の状況

(1) 市民アンケート

■ 成年後見制度の周知状況と利用意向



問 成年後見制度を利用するにあたり、不安や心配なことは何ですか。 利用したくない、今のところわからないと思う理由は何ですか。 [あてはまるものすべてに○(複数回答)]	利用したくない等の理由 (利用したくない、今のところわからない) 回答者総数=280人		利用にあたって不安に思うこと (積極的に利用したいと思う、利用したいと思うが難しいと思う) 回答者総数=104人	
	(人)	(%)	(人)	(%)
制度についてよくわからない	105	37.5	35	33.7
後見人等に身上の保護(住居、医療、介護等に関する法律手続き)や金銭管理を委ねることが不安	87	31.1	42	40.4
親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない	63	22.5	8	7.7
申立費用や報酬等の負担がある	62	22.1	45	43.3
相談窓口がわからない	58	20.7	38	36.5
他人に財産状況や生活状況を知られたくない	56	20.0	30	28.8
利用を始めるタイミングがわからない	35	12.5	20	19.2
理由は特にないが、制度を利用するつもりはない	30	10.7	4	3.8
支援者が制度について理解していない	29	10.4	16	15.4
後見人等を任せたいという人がいない	28	10.0	14	13.5
利用開始手続きが複雑である	26	9.3	22	21.2
制度そのものに反対である	3	1.1	1	1.0
特にない	21	7.5	7	6.7
その他	6	2.1	2	1.9

資料：三郷市地域福祉についてのアンケート

(2) 成年後見制度の状況

■ 権利擁護センターの成年後見に関わる相談件数

区分	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
相談件数(件)	90	158	199	103	203

■ 成年後見制度利用状況

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
申立件数(件) ※	19 (0)	24 (0)	31 (1)	21 (1)	29 (0)
うち市長申立て 件数	7	5	9	2	2
利用者数(人) ※	132 (3)	132 (2)	141 (3)	140 (4)	141 (3)

※さいたま家庭裁判所提供資料による。うち括弧内は任意後見件数。(各年度12月31日時点)

■ 成年後見制度報酬助成件数

区分	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
助成件数(件)	16	13	15	26	16

■ 市民後見人養成研修 修了者数

区分	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
修了者数(人)	15	9		10	7

■ 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと) 契約者数

区分	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
契約者数(人)	30	30	28	23	25

資料：社会福祉協議会

3 現状と課題

(1) 成年後見制度の周知状況と利用意向（アンケート結果の概要）

- 成年後見制度について、「制度名を知っているし、内容も知っている」は29.4%、「制度名は知っているが、内容は知らない」は36.2%となっています。一方、「制度名も内容も知らない」は33.4%となっており、制度名を知っているという人は6割以上いるものの、内容を知らないという人は約7割を占めています。
- 成年後見制度の利用については、「積極的に利用したいと思う」が10.7%、「利用したいと思うが難しいと思う」が15.2%となっています。利用するにあたり、不安なことや心配なことは「申立費用や報酬等の負担がある」が43.3%で最も多く、次に「後見人等に身上の保護や金銭管理を委ねることが不安」が40.4%、「相談窓口がわからない」が36.5%となっています。一方、「利用したくない」とした人は11.0%、「今のところわからない」は58.9%となっています。利用したくない等の理由については、「制度についてよくわからない」が37.5%で最も多く、次に「後見人等に身上の保護や金銭管理を委ねることが不安」が31.1%、「親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない」が22.5%となっています。
- アンケート調査の結果から、本人や親族が必要に応じて不安なく制度を活用できるように、制度の一層の周知や制度の利用前から利用後まで本人の様々な状況に応じた支援体制の充実が必要です。

(2) 市のこれまでの取組と課題

- 認知症や障がいがあることで財産管理や日常生活等に支障がある人たちを社会で支え合い、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できる仕組みづくりが喫緊の課題となっています。
- これまで本市においては、平成26年に権利擁護センターを設置し、平成29年度からは市民後見人養成研修の開催、令和3年に中核機関（地域連携ネットワークの中核となる機関）を設置するなど、様々な取組を行っています。
- 高齢化の進展に伴い、成年後見制度の利用を必要とする人も増加することから、今後も、市民後見人等の担い手の育成や支援者として活躍できるようにするための支援が必要です。
- 身寄りのない独居高齢者や親族との交流がない人、虐待等により、早期に成年後見制度の利用が求められることも多いことから、成年後見開始の市長申立ての事務を迅速に処理できる体制の整備が必要です。
- 成年後見制度を必要とする人が適切な支援を受けやすいよう、相談窓口を拡充するとともに、認知症施策や障がい者施策と連携を図りつつ、必要な人を支援につなげるための仕組みを構築することが重要となっています。
- 地域で暮らすすべての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみづくりの推進が必要です。

4 主な取り組み

(1) 成年後見制度等の周知・任意後見制度の利用促進

【KPI※¹・拡充】

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）などについて、SNSの活用を検討しながら、市民及び専門職に向けて周知を進めます。

【市民向け】

- リーフレットの活用
- 各種講座開催

【専門職向け】

- 勉強会やネットワーク構築のための会議開催
- 中核機関の説明実施
- 支援者向け手引きの発行
- 広報紙発行

区分	計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市民向け講座開催数（回）	10	10	12	12	12
勉強会やネットワーク構築のための会議開催数（回）	3	3	3	3	3

※1 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI（市町村に係るもの）

(2) 成年後見制度等に関する相談

【新規・拡充】

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）の利用等に関する多様な相談活動をSNSの活用も含め進めます。

- 成年後見制度相談会開催
- 権利擁護センターでの相談
- 後見法律相談【新規】

区分	計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
成年後見制度相談会相談件数（件）	12	15	18	21	24
権利擁護センター相談件数（件）	230	240	250	260	270

（３）中核機関の整備・運営支援

【KPI・新規・拡充】

中核機関は、令和3年10月に三郷市社会福祉協議会に委託する形で設置しました。地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であることから、適切な運営とともに、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体の連携体制を強化するための協議会を設置し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進します。

- 各専門職団体との連携
- 協議会設置及び開催【新規】

区分	計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
協議会開催数（回）	2	2	3	3	3

（４）担い手の確保・育成

【新規・拡充】

市民後見人養成研修の実施や法人後見の立ち上げ等、担い手の育成及び活躍支援を推進します。

- 市民後見人養成研修（基礎編・実践編）開催（2年に1度）
- 市民後見人養成研修フォローアップ事業の実施
- 市民後見人の登録※2
- 法人後見の立ち上げ推進【新規】

区分	計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市民後見人養成研修（基礎編・実践編）修了者数（人）	—	10	—	10	—
市民後見人養成研修フォローアップ事業開催数（回）	10	10	10	10	10
市民後見人登録者数（人）	3	3	3	3	3

※2 養成研修修了後、フォローアップ事業に参加し、市民後見人としての活動を希望した者

(5) 成年後見制度利用支援事業の推進

【KPI・拡充】

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がいないかたに対し、成年後見開始の市長申し立てを行うほか、後見人等の報酬の支払いを助成することにより、制度利用の支援をします。

- 市長申し立ての仕組みづくり
- 報酬助成のあり方の検討

区分	計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市長申し立て件数（件）	5	6	7	8	9
報酬助成件数（件）	18	20	22	24	26

(6) 地域の見守り活動との連携

【拡充】

権利擁護支援を必要としつつも自ら助けを求めることが難しい人について、地域の見守りや気づきから、適切な支援につなげるために、権利擁護支援に関する相談窓口を明確にし、権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図るなど、地域の関係者との連携を進めます。

- 民生委員・児童委員活動との連携
- 地域包括支援センターとの連携
- 障がい福祉相談支援センターとの連携
- 重層的な支援体制の検討

(7) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

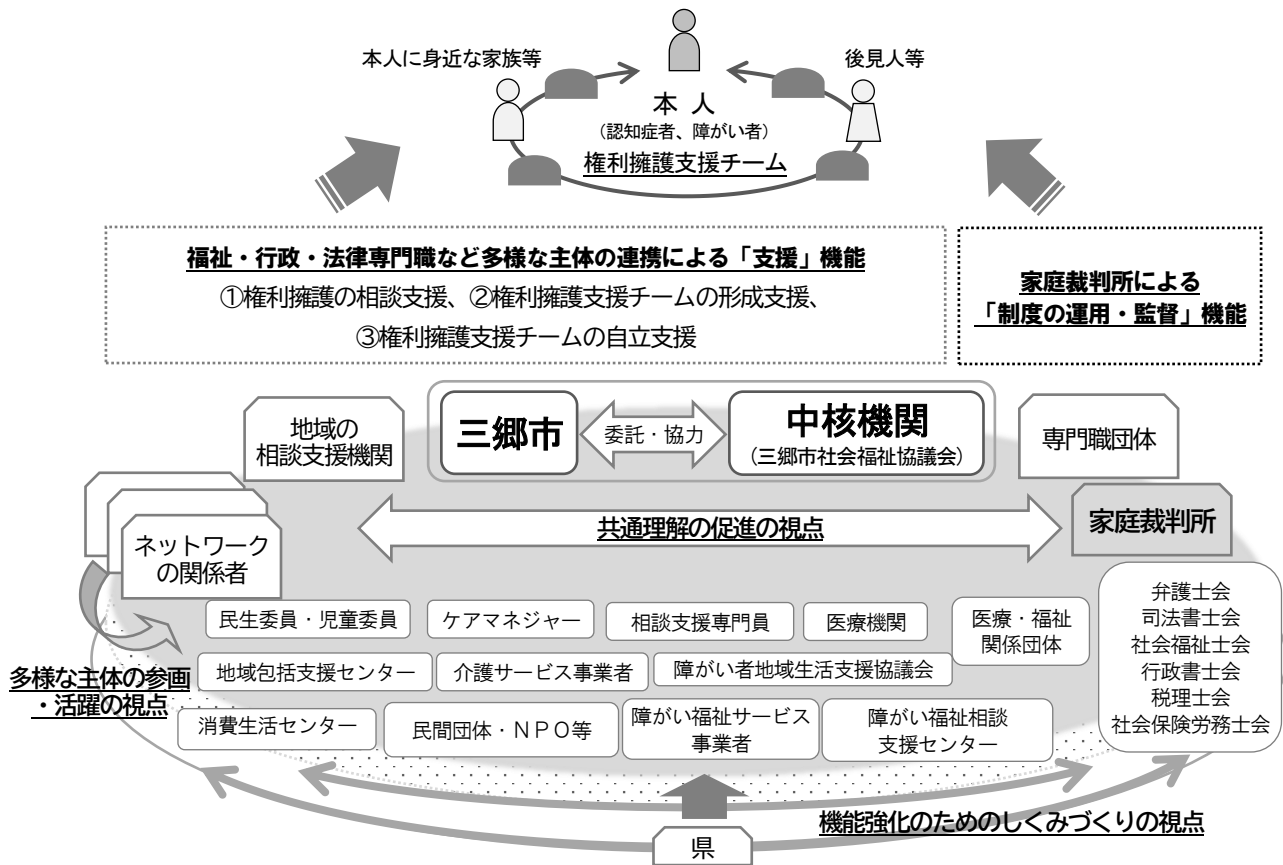
【KPI・新規・拡充】

福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の権利擁護支援を担う様々な関係者がそれぞれの役割を発揮しながら連携・協力する関係を推進し、成年後見制度の利用前から申し立ての準備、後見人等の選任後まで、3つの場面に応じた多様な主体の連携による「支援」機能や家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるよう地域連携ネットワークの整備を進めます。

- 後見人のつどい開催
- 権利擁護支援チームの整備【新規】
- 親族後見人の支援体制構築【新規】

区分	計画値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
後見人のつどい開催数（回）	2	2	3	3	3

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



権利擁護支援チーム
権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。 福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。
協議会
専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみです。 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。
中核機関
地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。 〔役割〕 ○本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート ○専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための関係者のコーディネート（協議会の運営等）

第5章 計画の推進

1 S D G s の視点

S D G s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（その下に169のターゲットと231の指標が決められている）があります。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会とは、市民一人ひとりが大切にされ、お互いが支えあい、住みよい地域社会を形成することにつながります。地域福祉の理念とS D Gの取り組みは共通する理念ということを認識し、計画の推進に活かしていきます。

■ S D G s (持続可能な開発目標: 17の国際目標)



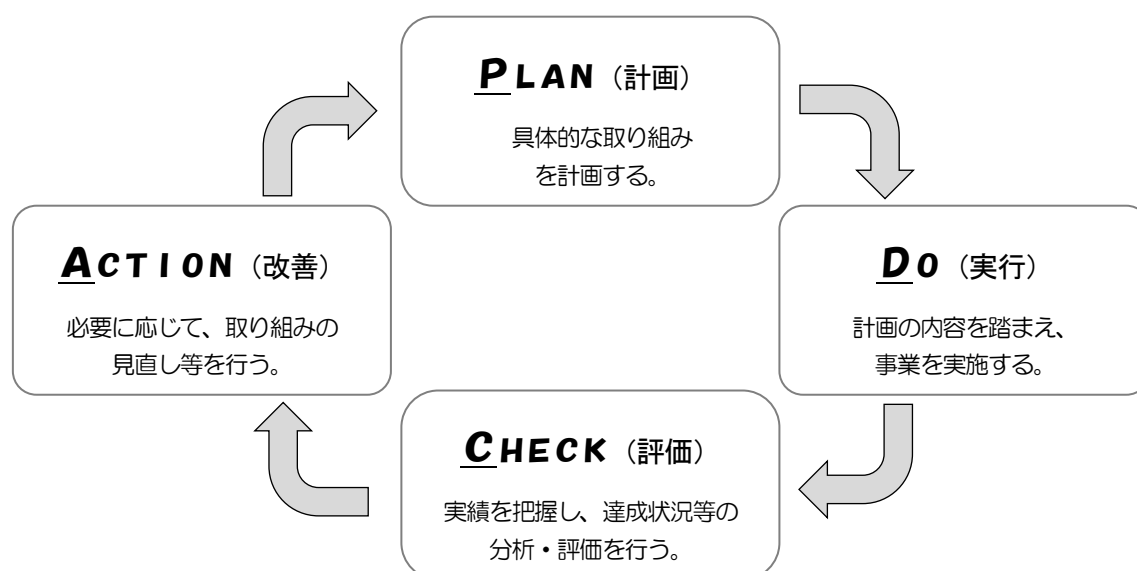
国連広報センターより

2 計画の進行管理体制

本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルに基づいて、定期的な進行管理を行います。

具体的には、計画に位置付けられた取り組みの実施状況と評価、取り組み方針について、毎年度調査を行います。調査結果は、関連課で構成される行政協議会及び地域福祉計画推進懇話会に報告します。また、地域福祉をめぐる社会環境や制度が目まぐるしく変化していくことも予想される中で、随時、推進する事業の検証や見直しを柔軟に行っていきます。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



1

三郷市地域福祉計画推進懇話会設置要綱

三郷市告示第 99 号

平成 24 年 3 月 29 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき策定した三郷市地域福祉計画（以下「計画」という。）を、市民及び各団体と協働で推進していくため、三郷市地域福祉計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、計画に係る事業の進捗管理、評価、見直し及びその他計画の推進に関することを所掌する。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 地域活動団体の代表者
- (2) 社会福祉事業団体の代表者
- (3) 保健・福祉団体の代表者
- (4) 知識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 その職にあるために委員となったものの任期は、その在職中とする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、必要の都度、市長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、福祉部ふくし総合支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2

三郷市地域福祉計画推進懇話会委員名簿

任期：令和4年8月2日～令和6年7月31日

区分	氏名	団体名等	備考
第1号 地域活動団体	小橋 恒夫	みさと団地自治会	副会長
	平井 雅三	早稲田地区町会長連合会	会 長
	戸張 道夫	彦成地区町会長連合会	
	齊藤 公一	戸ヶ崎地区町会長連合会	
	藤井 紗和美	高州・東町地区町会長連合会	
	吉田 鈴江	三郷市民生委員・児童委員協議会	
	小野瀬 尚美	三郷市PTA連合会	
第2号 社会福祉事業団体	茂木 聡美	三郷市社会福祉協議会	
	矢口 明美	三郷ケアセンター	
第3号 保健・福祉団体	磯部 ゆき子	三郷市母子愛育会	
	石渡 弘子	三郷市老人クラブ連合会	
	阿部 廣美	障害（児）者連絡協議会	
第4号 知識経験者	柴田 千晶	三郷市四師会	
	山口 清孝	三郷市立小・中学校校長会	
第5号 公募による市民	大林 智憲	公募	

(事務局) 福祉部 ふくし総合支援課 地域福祉係

平成 18 年 4 月 12 日

訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく三郷市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及びその計画に基づく地域福祉の総合的かつ一体的な推進を図るため、三郷市地域福祉計画関係行政協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉部長
- (2) 危機管理防災課長
- (3) 市民活動支援課長
- (4) 生活安全課長
- (5) スポーツ振興課長
- (6) 健康推進課長
- (7) ふくし総合支援課長
- (8) 生活ふくし課長
- (9) 長寿いきがい課長
- (10) 介護保険課長
- (11) 障がい福祉課長
- (12) 子ども政策室長
- (13) 子ども支援課長
- (14) すこやか課長
- (15) 生涯学習課長
- (16) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、福祉部長とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 協議会は、第 2 条の所掌事項に関する専門的事項を調査及び研究するため、地域福祉計画作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる課の職員をもって組織する。

- (1) 危機管理防災課
- (2) 市民活動支援課
- (3) 生活安全課
- (4) スポーツ振興課
- (5) 健康推進課
- (6) ふくし総合支援課
- (7) 生活ふくし課
- (8) 長寿いきがい課
- (9) 介護保険課
- (10) 障がい福祉課
- (11) 子ども政策室
- (12) 子ども支援課
- (13) すこやか課
- (14) 生涯学習課
- (15) 前各号に定める課のほか、会長が指名する課

3 部会に、部会長及び副部会長 1 人を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、会長が招集し、部会長は会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉部ふくし総合支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日訓令第 2 号)抄

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 6 日訓令第 21 号)

この訓令は、平成 21 年 7 月 6 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 8 日訓令第 25 号)

この訓令は、平成 21 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

4

策定経過

年月日		実施内容等	
令和4年	7月 19日	第1回関係行政協議会	○策定スケジュールについて ○策定方針および施策の体系案について ○三郷市成年後見制度利用促進基本計画案について ○市民アンケートについて ○市民懇談会について
	9月 7日	第1回推進懇話会	○策定スケジュールについて ○策定方針および施策の体系案について ○三郷市成年後見制度利用促進基本計画案について ○市民アンケートについて ○市民懇談会について
	9月 16日 ～ 9月 30日	市民アンケートの実施	○18歳以上の市民から1,000名を無作為抽出 ○郵送配布・回収
	9月 23日	市民懇談会の実施	○三郷市文化会館（19名参加）
	10月 1日		○鷹野地区文化センター（19名参加）
	11月 7日	第2回関係行政協議会	○計画素案について ○策定スケジュールについて
	11月 22日	第2回推進懇話会	○計画素案について ○策定スケジュールについて
	12月 26日	パブリック・コメントの実施	○広報みさと、市ホームページで周知 ○計画（案）、回答用紙を市内各施設に設置
令和5年	1月 31日		
	2月 13日	第3回関係行政協議会	○パブリック・コメントの結果報告 ○計画案の検討
	2月 21日	第3回推進懇話会	○パブリック・コメントの結果報告 ○計画案の検討
	3月	第4次三郷市地域福祉計画の策定	

	加入団体名	主な活動内容等
1	社会福祉法人 川の郷福祉会	【基本理念】 1. 障がいを持ちながらも生き生きと豊かに地域で生活する。 2. 地域の人たちとふれ合い、支えあい、学び合う。 3. 障がいのある人の基本的人権擁護と社会資源の創出を目指す。 【事業所】 多機能事業所レモンカンパニー・ ・ 就労継続支援B型事業所レモンカンパニー(定員14名) ・ 就労継続支援B型事業所フレンズ(定員10名) ・ 生活介護事業所おれんじ(定員15名) 共同生活援助事業所ひだまり(生活住居5か所・定員25名) 相談支援事業所障害者生活支援センターみさとコスモス 地域活動支援センター憩いの場オアシス(定員10名) 【対象】精神障がい者を対象としているが生活介護事業所おれんじは知的障がい者を対象としている。生活支援センターみさとコスモスは3障がいと児童を対象に計画相談を作成している。
2	社会福祉法人 緑の風福祉会	○誰もがその生き方を大切にされ、他の人と手を携えて地域の中で暮らすことができる。 ○利用者と家族に寄り添い、その思いに応じた支援を行う。 上記を法人理念として、下記の事業を行っている。 1. 障がい福祉サービス事業 生活介護、就労継続支援B型の多機能型施設「みどりの風」の運営（手づくりパンやさん マンマ・ミーア併設） 2. 「サポートセンターみどりの風」の運営 3. グループホーム2ヶ所の運営（たんぼぼ、ひなぎく） 4. グループホーム併設型短期入所事業
3	公益社団法人 埼玉県手をつなぐ育成会 三郷市とがさき手をつなぐ親の会	昭和48年2月6日発足 1. 心身障がい児（者）を守り、その健全な育成を図る。 2. 心身障がい児（者）についての地域社会の理解を深め、協力を求めるための啓蒙を行う。 3. 心身障がい児（者）関係団体や中央ならびに地方団体との連帯協力を行う。 4. 会員の資質向上及び会員相互の親睦を図る。 「会員」は正会員の心身障がい児（者）の保護者とする。 「賛助会員」はこの会の趣旨に賛同する者とする。

加入団体名		主な活動内容等
4	公益社団法人 埼玉県手をつなぐ育成会 三郷市わらべ会	年間を通じて様々な活動を計画し、会員相互の親睦を図るとともに自らの主張することが難しい、障がい児・者に代って社会に訴え、広く市民の皆様に協力と認識を求める活動を行っています。 より良い福祉社会の実現を図るため、努力することを目的としています。
5	就労移行支援事業所 ラ・ポルタ	【障害福祉サービス】就労移行支援 【施設概要】ラ・ポルタ（早稲田） ラ・ポルタみさと中央（三郷中央） 【行動理念】地域の中で障がい者とともに歩む 【活動内容】 1. トレーニング（ワークサンプル・PC・SST・体育等）をとおして日常生活と訓練生活を確認する 2. 就労支援と定着支援 確立した訓練生活から労働生活にスムーズに移行 就職は短期企業実習で自身と希望をもって就労 3. 人生を楽しむ多彩な企画 4. お花見・花火大会・クリスマス会・忘年会・同窓会など 【活動実績】利用者実績 198名（約10年間） 就職者実績 105名（2022年10月現在） ○定着支援 現在61名の卒業生を支援している
6	障害者地域福祉団体 みさと福祉会	平成7年4月1日に活動を始めた当会は、三郷市に暮らす障がい者が地域でより豊かな生活を送ることができるよう、施設を立ち上げ、運営してきた。 現在は、社会福祉法人 川の郷福祉会を財政面で援助すると共に、三郷市障害（児）者連絡協議会に加入し、市民の皆さんに障がいのこと、障がい者のことを知ってもらうため、様々な啓発活動を行っている。 これからも障がいのある人が、地域で助け合い、楽しく豊かに暮らしていけるよう活動していく。
7	株式会社 汐月	【障害福祉サービス】 ・ 共同生活援助 グループホームしづき 定員4名 ・ 生活介護事業所 しづき 定員20名 障がい者の方々の自立の支援をし、障がい者及びそのご家族が安心して豊かな社会生活がおくれるように活動しています。

加入団体名		主な活動内容等
8	みどりの風保護者会	1. 毎月第2木曜日保護者会開催（8月はお休み） 2. 春の花いっぱい運動、ふれあい広場にバザーや模擬店で参加 3. 夏と冬のきょうされん物品販売実施 4. 後援会活動（資源回収、日常的な物品販売）に協力 5. 三郷市障害（児）者連絡協議会に参加 6. みどりの風各種行事に協力
9	障がい者施設みさとさつき学園保護者会	1. 総会・定例会の実施 2. イベントの企画及び参加
10	ワークセンターしいの木保護者会	1. 保護者会の開催 2. 学習会の開催 3. 市内福祉イベント等への協力 4. 会員親子旅行の企画・実施
11	特定非営利活動法人ひまわりの家	三郷市のNPO法人（P. 81）参照
12	特定非営利活動法人コンパスの会	
13	三郷市聴覚障害者協会	三郷市内にろう者の理解を広め手話を啓発する活動 1. 小、中、高等学校、又は市主催の手話講習会講師を担い、又は高齢者の施設や医療関係者の集い等、聴覚障害者に関する理解を広めるための学習、手話指導を行う。 2. 三郷市手話サークル「さくら草」と連帯して活動する。 3. 活動日時 毎週水曜 午前10時～正午 毎週金曜 午後7時～9時 活動場所 瑞沼市民センター

6

三郷市のNPO法人

令和5年1月31日現在

NPO法人名		定款に記載された法人の目的	活動分野
1	特定非営利活動法人みさと	この法人は、埼玉県三郷市において子育てがしやすい町づくりをすることを目的とする。	まちづくり 災害救援 地域安全 子どもの健全育成 情報化社会 職能開発・雇用拡充 NPO支援
2	特定非営利活動法人ジュニアスポーツフェア	この法人は、広く一般の幼児・小学生を対象としたスポーツ関連のイベントや競技大会の企画運営並びに施設等の管理運営を行うことで、身体作りを始めとする様々な経験を提供し、子ども達の健全な育成に貢献することを目的とする。	社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成 NPO支援
3	特定非営利活動法人希望の森	私たち人間が住んでいるこの地球は、多くの動物や植物が生まれ、そして生きていく大切な場所です。この地球環境では、誰もが平等で、幸せでいられます。昨今、障害者、ひきこもり状態にある者、LGBT当事者及びそれらの支援団体等、社会的に弱い不平等な立場の者は増えつつあります。私たちは、それらの不平等への問題解決のために、就労支援、自立支援、社会参加支援等の多様な福祉事業活動等を通じて、社会から疎外されることなく、人間として幸せに生きる環境の実現に寄与することを目的とします。	保健・医療・福祉 まちづくり 環境保全 災害救援 地域安全 人権・平和 職能開発・雇用拡充 NPO支援
4	特定非営利活動法人納骨支援の会	この法人は、経済的理由でお墓のない方やお墓を持たない方の一助となるべく、日本人のみならず外国人永住者の方も含め、相互扶助の観点から低価格で寺院や教会への納骨支援活動を行い、地域社会や国際社会に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 環境保全 国際協力 消費者保護 NPO支援

NPO法人名		定款に記載された法人の目的	活動分野
5	特定非営利活動法人オラガムラ	この法人は、スポーツイベント、教室や農業体験などを行うことにより、子供たちに実体験を通じた夢や憧れを持ってもらうことを理念とする。その活動を持続性をもって三郷市で行うことで、子供たちの三郷市に対する誇りや愛着を醸成し、市への定着率を推進する。また、これらの活動を発展させることにより、人の流れを作り市内の商業の活性化に寄与することを目的とする。	まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境保全 子どもの健全育成 NPO支援
6	特定非営利活動法人地域で共に生きるナノ	この法人は、主に障害児者及び高齢者の豊かな地域生活の推進を図る事業を行い、もって福祉の増進等に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ NPO支援
7	特定非営利活動法人三郷中央野球倶楽部	この法人は、広く一般市民に対して、スポーツによる青少年健全育成事業、スポーツ環境整備事業、スポーツチーム運営支援事業を行い、青少年および地域住民に、より良い環境でスポーツを楽しむ機会をより多く提供し、スポーツを通じて、誰もが健康で心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。	学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成 NPO支援
8	特定非営利活動法人ほっとTime	この法人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い、障害児及び障害の疑いがある児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることによって、障害児が健やかで安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 子どもの健全育成 NPO支援
9	特定非営利活動法人インスピリット	この法人は、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、障害者及び地域住民に対して、就労及び社会参画推進に関する事業を行い、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 職能開発・雇用拡充 NPO支援
10	特定非営利活動法人 三郷おあしす会	この法人は、高齢者・障がい者・生活困窮者であっても住みなれた地域で、安心して住み続けられる地域社会をめざし、高齢者支援及び子育て支援事業を通じて地域社会の福祉に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 子どもの健全育成

NPO法人名		定款に記載された法人の目的	活動分野
11	特定非営利活動法人笑美会いい友体操	この法人は、広く不特定多数の一般市民を対象とした健康寿命を伸ばす「笑美会いい友体操」を開催している。この普及をはじめ、介護を必要としない生活を目指し、今後さらに社会貢献に寄与していくことを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり
12	NPO 法人 ふくじゅ草	この法人は、スポーツ活動や、文化活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」ことを念頭に置いて、世代を超えた多くの人々の多様な交流の機会や場を提供する事業を行うことで、心身の健康と豊かな生活を実現し、ひとづくり、まちづくり、地域におけるコミュニティの活性化などの公益の増進に寄与することを目的とする。	社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境保全 国際協力 子どもの健全育成 NPO支援
13	特定非営利活動法人三郷早稲田ライフサポートネット(認定NPO法人)	この法人は、地域の高齢者が安全で安心して暮らし続けられるまちづくりをめざすため、行政機関、民間団体、地域住民等と連携を図りながら地域福祉の増進に寄与し、「地域で支えあい、助け合う住民主体のコミュニティを確立する」ことを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 災害救援 地域安全 子どもの健全育成 経済活動
14	特定非営利活動法人 オリーブの木	この法人は、障がい(児)者が仕事やスポーツ、文化、社会貢献等のさまざまな活動をとおして社会に参加・自立し、さらに輝きを増し、自己実現が図れるように支援することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 人権・平和 職能開発・雇用拡充
15	特定非営利活動法人アデリー	この法人は、地域における乳幼児及び学童児ならびに保護者に対し、暖かいケアに努め、子ども達一人ひとりに目が行き届いた保育を行うとともに、保護者などお互いに協力し合い健全な心身の発達を図る、そして社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 男女共同参画 子どもの健全育成 NPO支援

NPO法人名		定款に記載された法人の目的	活動分野
16	特定非営利活動法人福祉支援機構	この法人は、障がい者の自立及び社会活動への参加並びに不登校の児童及び生徒(以下「不登校児等」と総称する。)を支援する事業等を行うことにより、障がい者及び不登校児等並びにそれらの者の家族をはじめとする全ての人の豊かな人生の実現に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 地域安全 人権・平和 子どもの健全育成 職能開発・雇用拡充
17	特定非営利活動法人 いきいきネット	この法人は、地域の高齢者等が安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、「ほっとサロン・いきいき」を中心に各種機関やさまざまな個人・法人と連携を図りながら、高齢者の見守り・ふれあい活動を通じて、孤立化、引きこもり等を予防するための福祉サービスを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 災害救援 地域安全 子どもの健全育成 経済活動
18	特定非営利活動法人百花	私たちの暮らすこの町も、少子高齢化が急速に進行し私たちの生活にも大きな問題を及ぼしている。そこでこの法人は、子育て世帯や生活サポートを必要とする市民に対して必要な子育て支援活動を行い、介護や生活支援が必要な障害者や高齢者に対しては、居宅介護事業、居宅生活支援事業を行っていくことで、少子高齢化社会における育児・出産や教育、介護に係る問題の改善や解決を図り、地域福祉の向上に貢献することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 子どもの健全育成 職能開発・雇用拡充
19	NPO 法人 care nation	この法人は、主に三郷市内の介護、医療、保育、NPO、学校、その他地域活動をしている団体、個人とケアのネットワークを作り、ケアが必要な人に届く仕組みを作ることを目的とする。	保健・医療・福祉 NPO 支援
20	特定非営利活動法人游	この法人は、様々な立場の人が互いの生命を尊重し、人権意識を豊かに育て、共に生きることができる地域社会を実現することを目指し活動する。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 人権・平和 男女共同参画 子どもの健全育成 情報化社会 職能開発・雇用拡充 消費者保護 NPO 支援

NPO法人名		定款に記載された法人の目的	活動分野
21	特定非営利活動法人ささえあいの会 さとクローバー	この法人は、自分らしく誇りを持って生きたいと願うもの同士が暮らすなかで、困ったことの手助け等のサービスをお互いに可能な範囲で提供することで、相互扶助を図り、また親睦を深めることを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 男女共同参画 子どもの健全育成 経済活動
22	特定非営利活動法人天翔遊友ネイチャーネットワーク	この法人は、一般住民に対し、自然とのふれあいを醸成する事により地域の活性化の推進と、未来に向けた自然環境保全の活動のための知識と啓発に関する事業を行い、「人と自然」、「都市と地方」、「人と人」を繋ぐことにより環境保全型社会の構築に寄与することを目的とする。	まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境保全 経済活動 NPO支援
23	特定非営利活動法人新和あゆみ会	この法人は、地域社会において支援を必要とする障害を持つ人々に快適な生活の場、及び就労の場を提供するとともに、可能な限り各個人の生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活が営めるよう支援する。また、地域社会と密に連携しつつ、障害者の自立と共生にむけて絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 環境保全 地域安全 人権・平和 子どもの健全育成 職能開発・雇用拡充
24	特定非営利活動法人MikOねっと	この法人は、子どもたちの豊かな成長を願うとともに、あらゆる年代の人たちが地域の中でふれあい、安心・安全に過ごせる地域・まちをつくることを目指し、子どもの健全育成、高齢者の心身の健康促進、地域の三世代・四世代交流の場づくり、ネットワークの拡充の推進に寄与することを目的とします。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 人権・平和 男女共同参画 子どもの健全育成 NPO支援
25	特定非営利活動法人国際キックボクシング・文化振興協会	この法人は、児童青少年・社会人に対し、キックボクシング及び空手道等格闘技、武道の素晴らしさを伝え、その技を安全に修練させることにより、礼節を修め健全なる身体と精神の育成を目指す事業を行いスポーツとしてキックボクシング、空手道等で培った心技体を生かし、新たな時代を生き抜く心身を涵養させ社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 学術・文化・芸術・スポーツ 地域安全 国際協力 子どもの健全育成

NPO法人名		定款に記載された法人の目的	活動分野
26	特定非営利活動法人楽市楽画	この法人は、地域環境・社会に対して、ヒートアイランド現象の抑制・健康維持等に関する事業を行い、都市空間を感興的に美しく彩るとともに、住みやすく、持続可能な環境の醸成に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境保全 災害救援 地域安全 国際協力 子どもの健全育成 情報化社会 科学技術 経済活動 NPO支援
27	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ青いそら	この法人は、高齢者、障害者、生きにくさを抱える人々、女性が共に働き、協同して事業をおこなうことで、ノーマライゼーションの推進を図る。また、障害者、高齢者、生きにくさを抱える人々に対し、社会的不自由をうめるサポート体制をつくることで社会参加を促進し、福祉の増進に寄与し、安心して暮らせるまちづくりに貢献することを目的とする。	保健・医療・福祉 まちづくり
28	特定非営利活動法人サポートネットほっとピア	この法人は、「障がい者のためのノーマライゼーションの実現」をスローガンに、三郷市及びその近隣在住の精神・知的・身体に障がいのある人を対象として、保健・福祉の向上や自立・社会進出への支援等に関する総合的な事業を展開する。そのことによって、障がいのある人が長く将来にわたって健全で安心して暮らせる環境整備と地域づくりの実現に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 まちづくり 人権・平和
29	特定非営利活動法人ひまわりの家	この法人は、三郷市および県東部地区の障害者に対し、地域生活に必要な支援を提供し、誰もが共に安心して住める街づくりを目指すことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり

NPO法人名		定款に記載された法人の目的	活動分野
30	特定非営利活動法人ふるさと街づくり推進協議会	この法人は、ボランティアを基本に、環境保全事業、地域社会の活性化と、地域住民の生活環境の向上等の共同事業を行い、ボランティア活動と地域住民とのネットワークづくりの構築を図り、様々なテーマで組織し、各種のイベントに参加して地域文化の向上と彩り豊かなふるさとまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。	まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境保全 子どもの健全育成
31	特定非営利活動法人みさと生涯学習ネットワーク	本法人は、学ぶという意志を持った市民に対して、学んでいける場の提供、情報の提供、コミュニケーションのきっかけづくり等の支援を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成
32	特定非営利活動法人コンパスの会	この法人は、社会福祉法第2条に基づく第二種社会福祉事業及び障害のある人に対し、自立支援を行い、併せて障害のある人を取り巻く社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。	保健・医療・福祉 職能開発・雇用拡充 NPO支援

これらの情報は「埼玉県NPO情報ステーションコバトンびん」の情報を基にしております。

最新の情報は、こちらのコバトンびんのHP (<https://www.saitamaken-npo.net>) をご参照ください。



7 市民アンケート結果

◇ 調査の概要 ◇

調査地域	三郷市全域
調査対象者	三郷市在住の18歳以上の市民
配布数	1,000（無作為抽出）
実施期間	令和4年9月16日～9月30日
回答数（回答率）	401（40.1%）

回答率について
○回答は、質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し、百分率（％）で表示しました。算出された回答率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問によっては、1人の回答者が1つだけ回答する場合（単数回答）でも、回答率の合計が100%にならないものもあります。
○1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では、回答率の合計は100%を上回ることもあります。
○回答者総数は、その設問に回答すべき数です。

◇ 集計結果 ◇

あなたのことについてうかがいます。

問1 性別は。[1つに○]

	回答者総数	401
1 男性	176	(43. 9)
2 女性	223	(55. 6)
無回答	2	(0. 5)

問2 年齢は。[1つに○]

	回答者総数	401
1 18～29歳	28	(7. 0)
2 30～39歳	52	(13. 0)
3 40～49歳	67	(16. 7)
4 50～59歳	61	(15. 2)
5 60～69歳	53	(13. 2)
6 70～79歳	99	(24. 7)
7 80～89歳	37	(9. 2)
8 90歳以上	1	(0. 2)
無回答	3	(0. 7)

問3 あなたのお住まいの地域は。[1つに○]

回答者総数 401

1	A地域 (半田、小谷堀、前間、後谷、田中新田、丹後、彦成5丁目、采女新田、早稲田1～8丁目)	76 (19.0)
2	B地域 (大広戸、仁蔵、笹塚、南蓮沼、駒形、上口、彦倉、彦野、彦成4丁目、采女1丁目、三郷1～3丁目、さつき平1～2丁目、新三郷ららシティ1～3丁目)	76 (19.0)
3	C地域 (下彦川戸、上彦川戸、上彦名、彦成1～3丁目、彦音1～3丁目、彦糸1～3丁目、彦川戸1～2丁目、天神1～2丁目)	39 (9.7)
4	D地域 (茂田井、幸房、岩野木、谷中、市助、谷口、花和田、彦江、彦江1～3丁目、彦沢、彦沢1～3丁目、番匠免、番匠免1～3丁目、上口1～3丁目、彦倉1～3丁目、彦野1～2丁目、泉、泉1～3丁目、新和1～2丁目、栄1丁目、中央1～5丁目、インター南1～2丁目、ピアラシティ1～2丁目)	97 (24.2)
5	E地域 (寄巻、鎌倉、戸ヶ崎、戸ヶ崎1～5丁目、栄3～5丁目、鷹野4～5丁目)	50 (12.5)
6	F地域 (東町、高州1～4丁目、新和3～5丁目、鷹野1～3丁目)	62 (15.5)
7	わからない	0 (0.0)
	無回答	1 (0.2)

地域とのつながりなどについてうかがいます。

問4 ご近所とのお付き合いはいかがですか。[1つに○]

回答者総数 401

1	困りごとを話し合えるような付き合いがある	71 (17.7)
2	立ち話をする程度	102 (25.4)
3	あいさつする程度	180 (44.9)
4	ほとんど付き合いがない	45 (11.2)
	無回答	3 (0.7)

問5 地域のお祭りやイベントに参加していますか。[1つに○]

回答者総数 401

1	よく参加する	49 (12.2)
2	たまに参加する	96 (23.9)
3	あまり参加していない	80 (20.0)
4	ほとんど参加したことがない	174 (43.4)
	無回答	2 (0.5)

問6 地域や自治会の手伝い、ボランティア活動などに参加していますか。[1つに○]

回答者総数 401

1	よく参加している	22 (5.5)
2	参加している	43 (10.7)
3	参加したことがある	127 (31.7)
4	参加したことがない	207 (51.6)
	無回答	2 (0.5)

問7 日ごろ感じる、地域社会の問題点や課題はどのようなものですか。[3つ以内で○]

回答者総数 401

1	隣近所や異世代間の交流が少ない	124 (30.9)
2	非行や犯罪が増加しているのではないか	42 (10.5)
3	道ばたのごみが増えた	73 (18.2)
4	地域で気軽に集まれる場所が少ない	67 (16.7)
5	地域の子どもの見守りについて	40 (10.0)
6	障がいのあるかたへの理解が不足している	42 (10.5)
7	福祉や保健のサービスが地域に知られていない	115 (28.7)
8	大規模災害時の対応などが知らされていない	151 (37.7)
9	特になし	73 (18.2)
10	その他	24 (6.0)
	無回答	12 (3.0)

ボランティア活動についてうかがいます。

問8 参加しているボランティア活動はありますか。[あてはまるものすべてに○]

回答者総数 401

1	児童福祉や子育て支援	4 (1.0)
2	障がい児・者支援	3 (0.7)
3	高齢者支援	7 (1.7)
4	リサイクル・環境美化	34 (8.5)
5	災害支援	3 (0.7)
6	防災・防犯	23 (5.7)
7	学校応援団・生涯学習	10 (2.5)
8	まちづくり	7 (1.7)
9	運動・スポーツ	13 (3.2)
10	芸術文化	8 (2.0)
11	その他	13 (3.2)
12	参加していない	305 (76.1)
	無回答	6 (1.5)

[問８－１は、問８で「参加していない」と回答した方にうかがいます。]

問８－１ 参加していない理由は何ですか。[あてはまるものすべてに○]

回答者総数 305

1	興味・関心のある活動がない	45	(14. 8)
2	時間に余裕がない	161	(52. 8)
3	ボランティア活動に関する十分な情報がない	100	(32. 8)
4	自分の知識や技術を活かせるボランティア活動がない	11	(3. 6)
5	一人で気軽に参加できるボランティア活動がない	57	(18. 7)
6	参加するための方法がわからない	81	(26. 6)
7	参加したいと思わない	45	(14. 8)
8	その他	26	(8. 5)
無回答		10	(3. 3)

問９ 住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うことは何ですか。

[あてはまるものすべてに○]

回答者総数 401

1	声かけ（見守り）	164	(40. 9)
2	環境美化活動	118	(29. 4)
3	防犯・防災に関する活動	111	(27. 7)
4	地域行事への参加や協力	95	(23. 7)
5	話し相手や相談相手	71	(17. 7)
6	寄付や募金	51	(12. 7)
7	わからない	69	(17. 2)
8	できることはない	19	(4. 7)
9	その他	5	(1. 2)
無回答		8	(2. 0)

福祉の情報や相談についてうかがいます。

問10 市の福祉についての情報をどこから手に入れていますか。[3つ以内で○]

		回答者総数	401
1	市役所の窓口	33	(8. 2)
2	広報みさと	251	(62. 6)
3	三郷市のホームページ	104	(25. 9)
4	社会福祉協議会の窓口	7	(1. 7)
5	社会福祉協議会のホームページ	6	(1. 5)
6	民生委員・児童委員	12	(3. 0)
7	NPO・ボランティア団体	5	(1. 2)
8	家族・親族	58	(14. 5)
9	友人・知人	54	(13. 5)
10	自治会・町内会・近隣	47	(11. 7)
11	介護・福祉施設・介護関係者	18	(4. 5)
12	特にない	49	(12. 2)
13	その他	2	(0. 5)
無回答		5	(1. 2)

問11 地域住民の支え合いや助け合い活動を行っている「三郷市社会福祉協議会」を知っていますか。
[1つに○]

		回答者総数	401
1	活動も名前も知っている	51	(12. 7)
2	活動までは知らないが、名前は聞いたことがある	184	(45. 9)
3	聞いたことがない	160	(39. 9)
無回答		6	(1. 5)

成年後見制度についてうかがいます。

問12 成年後見制度について知っていますか。[1つに○]

		回答者総数	401
1	制度名を知っているし、内容も知っている	118	(29. 4)
2	制度名は知っているが、内容は知らない	145	(36. 2)
3	制度名も内容も知らない	134	(33. 4)
無回答		4	(1. 0)

問13 あなたやあなたの親族が認知症などにより、物事を判断する能力が十分でなくなった時に、成年後見制度を利用したいと思いますか。〔1つに○〕

		回答者総数	401
1	積極的に利用したいと思う	43	(10. 7)
2	利用したいと思うが難しいと思う	61	(15. 2)
3	利用したくない	44	(11. 0)
4	今のところわからない	236	(58. 9)
無回答		17	(4. 2)

〔問13－1 は、問13で「積極的に利用したいと思う」または「利用したいと思うが難しいと思う」と回答した方に〕

問13－1 成年後見制度を利用するにあたり、不安や心配なことは何ですか。

〔あてはまるものすべてに○〕

		回答者総数	104
1	制度についてよくわからない	35	(33. 7)
2	相談窓口がわからない	38	(36. 5)
3	支援者が制度について理解していない	16	(15. 4)
4	制度そのものに反対である	1	(1. 0)
5	利用開始手続きが複雑である	22	(21. 2)
6	申立費用や報酬等の負担がある	45	(43. 3)
7	後見人等に身上の保護（住居、医療、介護等に関する法律手続き）や金銭管理を委ねることが不安	42	(40. 4)
8	他人に財産状況や生活状況を知られたくない	30	(28. 8)
9	親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がある	8	(7. 7)
10	利用を始めるタイミングがわからない	20	(19. 2)
11	理由は特にないが、制度を利用するつもりはない	4	(3. 8)
12	後見人等を任せたいという人がいない	14	(13. 5)
13	特にな	7	(6. 7)
14	その他	2	(1. 9)
無回答		2	(1. 9)

〔問13－2は、問13で「利用したくない」または「今のところわからないと回答した方」に〕

問13－2 利用したくない、今のところわからないと思う理由は何ですか。

〔あてはまるものすべてに○〕

	回答者総数	280
1 制度についてよくわからない	105	(37. 5)
2 相談窓口がわからない	58	(20. 7)
3 支援者が制度について理解していない	29	(10. 4)
4 制度そのものに反対である	3	(1. 1)
5 利用開始手続きが複雑である	26	(9. 3)
6 申立費用や報酬等の負担がある	62	(22. 1)
7 後見人等に身上の保護（住居、医療、介護等に関する法律手続き）や金銭管理を委ねることが不安	87	(31. 1)
8 他人に財産状況や生活状況を知られたくない	56	(20. 0)
9 親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない	63	(22. 5)
10 利用を始めるタイミングがわからない	35	(12. 5)
11 理由は特にないが、制度を利用するつもりはない	30	(10. 7)
12 後見人等を任せたいという人がいない	28	(10. 0)
13 特にない	21	(7. 5)
14 その他	6	(2. 1)
無回答	10	(3. 6)

福祉のまちづくりについてうかがいます。

問14 次のような言葉を知っていますか。〔項目ごと1つずつ○〕

ア) ヤングケアラー

	回答者総数	401
1 内容も知っている	232	(57. 9)
2 内容は知らないが、聞いたことがある	68	(17. 0)
3 聞いたことがない	96	(23. 9)
無回答	5	(1. 2)

イ) (育児と介護の) ダブルケア

	回答者総数	401
1 内容も知っている	188	(46. 9)
2 内容は知らないが、聞いたことがある	79	(19. 7)
3 聞いたことがない	127	(31. 7)
無回答	7	(1. 7)

ウ) 8050 (ハチマルゴーマル)

		回答者総数	401
1	内容も知っている	145	(36. 2)
2	内容は知らないが、聞いたことがある	72	(18. 0)
3	聞いたことがない	173	(43. 1)
	無回答	11	(2. 7)

エ) ひきこもり

		回答者総数	401
1	内容も知っている	355	(88. 5)
2	内容は知らないが、聞いたことがある	34	(8. 5)
3	聞いたことがない	5	(1. 2)
	無回答	7	(1. 7)

問15 あなたがお住まいの身近な地域に、次のような人（家庭）はいますか。
[あてはまるものすべてに○]

		回答者総数	401
1	ヤングケアラー	4	(1. 0)
2	ダブルケアをしている人	9	(2. 2)
3	8050 (ハチマルゴーマル) の家庭	19	(4. 7)
4	ひきこもりの人	32	(8. 0)
5	外出などができず、閉じこもりがちな人	33	(8. 2)
6	見守りが必要な高齢者世帯	36	(9. 0)
7	いずれもない	82	(20. 4)
8	わからない	209	(52. 1)
	無回答	19	(4. 7)

問16 次のような福祉に関する取組を知っていますか。[項目ごと1つずつ○]

ア) 市のふくし総合相談室

		回答者総数	401
1	利用したことがある	15	(3. 7)
2	あることは知っている	171	(42. 6)
3	知らなかった	203	(50. 6)
	無回答	12	(3. 0)

イ) 三郷市社会福祉協議会の心配ごと相談

		回答者総数	401
1	利用したことがある	6	(1. 5)
2	あることは知っている	148	(36. 9)
3	知らなかった	231	(57. 6)
	無回答	16	(4. 0)

ウ) ふれあい・いきいきサロン

		回答者総数	401
1	利用したことがある	9	(2. 2)
2	あることは知っている	182	(45. 4)
3	知らなかった	195	(48. 6)
	無回答	15	(3. 7)

問17 三郷市の福祉環境について、どのように評価しますか。[項目ごと1つずつ○]

ア) 福祉に関する情報の入手のしやすさ

		回答者総数	401
1	十分	10	(2. 5)
2	まあ十分	56	(14. 0)
3	やや不十分	80	(20. 0)
4	不十分	73	(18. 2)
5	わからない	167	(41. 6)
	無回答	15	(3. 7)

イ) 困りごとや福祉に関する相談のしやすさ

		回答者総数	401
1	十分	11	(2. 7)
2	まあ十分	56	(14. 0)
3	やや不十分	64	(16. 0)
4	不十分	69	(17. 2)
5	わからない	185	(46. 1)
	無回答	16	(4. 0)

ウ) バリアフリーの環境

		回答者総数	401
1	十分	8	(2. 0)
2	まあ十分	52	(13. 0)
3	やや不十分	70	(17. 5)
4	不十分	90	(22. 4)
5	わからない	166	(41. 4)
無回答		15	(3. 7)

エ) 高齢者の生きがいづくりや介護予防

		回答者総数	401
1	十分	11	(2. 7)
2	まあ十分	60	(15. 0)
3	やや不十分	60	(15. 0)
4	不十分	54	(13. 5)
5	わからない	203	(50. 6)
無回答		13	(3. 2)

オ) 介護施設や在宅サービス

		回答者総数	401
1	十分	16	(4. 0)
2	まあ十分	61	(15. 2)
3	やや不十分	50	(12. 5)
4	不十分	50	(12. 5)
5	わからない	212	(52. 9)
無回答		12	(3. 0)

カ) 障がい者が家庭や地域の中で生活しやすい環境

		回答者総数	401
1	十分	4	(1. 0)
2	まあ十分	41	(10. 2)
3	やや不十分	62	(15. 5)
4	不十分	59	(14. 7)
5	わからない	219	(54. 6)
無回答		16	(4. 0)

キ) 子育て支援（保育サービスや子育ての相談など）

		回答者総数	401
1	十分	12	(3.0)
2	まあ十分	85	(21.2)
3	やや不十分	48	(12.0)
4	不十分	46	(11.5)
5	わからない	186	(46.4)
無回答		24	(6.0)

ク) 生活困窮者への支援（住まいや仕事、家計、子どもの学習環境など）

		回答者総数	401
1	十分	10	(2.5)
2	まあ十分	41	(10.2)
3	やや不十分	46	(11.5)
4	不十分	44	(11.0)
5	わからない	241	(60.1)
無回答		19	(4.7)

ケ) 災害時に避難が難しい方への支援

		回答者総数	401
1	十分	2	(0.5)
2	まあ十分	27	(6.7)
3	やや不十分	48	(12.0)
4	不十分	57	(14.2)
5	わからない	241	(60.1)
無回答		26	(6.5)

コ) 虐待防止や人権擁護

		回答者総数	401
1	十分	4	(1.0)
2	まあ十分	22	(5.5)
3	やや不十分	43	(10.7)
4	不十分	43	(10.7)
5	わからない	261	(65.1)
無回答		28	(7.0)

サ) ボランティア活動

		回答者総数	401
1	十分	7	(1. 7)
2	まあ十分	55	(13. 7)
3	やや不十分	59	(14. 7)
4	不十分	33	(8. 2)
5	わからない	223	(55. 6)
無回答		24	(6. 0)

シ) 地域住民の助け合いや支え合い

		回答者総数	401
1	十分	7	(1. 7)
2	まあ十分	58	(14. 5)
3	やや不十分	63	(15. 7)
4	不十分	62	(15. 5)
5	わからない	187	(46. 6)
無回答		24	(6. 0)

問18 三郷市で地域福祉を推進していくために、特に重要なことは何だと思いますか。[3つ以内で○]

		回答者総数	401
1	地域での支え合いの仕組みやきっかけをつくる	72	(18. 0)
2	身近な地域におけるサロンなど、住民交流の場を充実する	49	(12. 2)
3	子どもから働く世代、高齢者など、幅広い世代の交流活動を進める	49	(12. 2)
4	学校教育や生涯学習の場で福祉教育を充実する	67	(16. 7)
5	福祉のことを誰もが「我が事」として認識する福祉意識を高める	77	(19. 2)
6	市民にわかりやすい福祉の情報提供を充実する	170	(42. 4)
7	困りごとを「丸ごと」受け止める相談体制を充実する	69	(17. 2)
8	市民のニーズに対応した福祉サービスを充実する	77	(19. 2)
9	専門職の確保や福祉人材の育成に努める	54	(13. 5)
10	ボランティアの育成と活動を充実する	17	(4. 2)
11	地域の防災・防犯対策を充実する	82	(20. 4)
12	高齢者や障がいのある方など誰もが気軽に外出できる環境を充実する	94	(23. 4)
13	特にない	15	(3. 7)
14	その他	3	(0. 7)
無回答		39	(9. 7)

第4次三郷市地域福祉計画

令和5年3月

発行 / 三郷市

編集 / 三郷市福祉部ふくし総合支援課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田6-4-8番地1

電話：048-953-1111(代表)

URL：<https://www.city.misato.lg.jp>